

朝霞市地域防災計画

震災対策計画編

第1章 震災応急対策計画

第2章 南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画

震災対策計画編の目次

第1章 震災応急対策計画	1(91)
第1節 防災体制の確立	3(93)
第1 応急活動体制.....	3(93)
第2 警戒体制.....	4(94)
第3 非常体制（災害対策本部）.....	5(95)
第4 勤務時間外地震時初動体制.....	10(100)
第5 関係機関の活動体制.....	12(102)
第2節 事前措置及び応急措置	13(103)
第1 市長の事前措置及び応急措置.....	13(103)
第2 災害救助法の適用.....	14(104)
第3節 災害情報の収集・伝達	17(107)
第1 地震関連情報の伝達.....	17(107)
第2 被害情報の収集.....	18(108)
第3 災害通信体制の確保.....	22(112)
第4 安否情報の収集、管理.....	23(113)
第5 被災者台帳の作成.....	24(114)
第4節 災害広報・広聴活動	26(116)
第1 災害広報活動.....	26(116)
第2 広聴活動.....	28(118)
第5節 応援派遣・受援	29(119)
第1 受援体制の確立.....	29(119)
第2 自衛隊災害派遣要請.....	31(121)
第3 地方公共団体等への応援要請.....	34(124)
第6節 消防活動	36(126)
第1 消防活動.....	36(126)
第2 救急救助活動.....	38(128)
第3 危険物災害の防止.....	39(129)
第4 消防団の活動.....	39(129)
第7節 応急医療救護活動	40(130)
第1 応急医療活動.....	40(130)
第2 被災者等への医療.....	42(132)
第8節 水防・土砂災害対策	43(133)
第1 水防対策.....	43(133)
第2 土砂災害対策.....	43(133)
第9節 避難	44(134)
第1 避難活動.....	44(134)
第2 避難所の開設・運営.....	48(138)
第3 在宅避難者等への対応.....	51(141)

第4 広域一時滞在対策	51(141)
第10節 災害警備活動・交通規制	52(142)
第1 警察の災害警備	52(142)
第2 被災地の警備	52(142)
第3 交通規制	52(142)
第11節 緊急輸送・燃料確保	56(146)
第1 緊急通行車両の確認	56(146)
第2 緊急輸送路の確保	56(146)
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	58(148)
第4 緊急輸送	58(148)
第5 燃料の確保	59(149)
第12節 給水、食料・生活必需品の供給	60(150)
第1 飲料水の供給	60(150)
第2 食料の供給	62(152)
第3 生活必需品の供給	63(153)
第4 救援物資の受入れ・管理	64(154)
第13節 帰宅困難者の支援	65(155)
第1 情報の提供	65(155)
第2 帰宅活動への支援	65(155)
第3 一時滞在施設の提供	65(155)
第14節 遺体の取扱い	66(156)
第1 行方不明者の捜索	66(156)
第2 遺体の処理・収容	66(156)
第3 遺体の埋火葬	67(157)
第15節 環境衛生	68(158)
第1 廃棄物処理計画	68(158)
第2 防疫活動	69(159)
第3 食品衛生対策	70(160)
第4 公害対策	70(160)
第5 動物対策	71(161)
第16節 公共施設等の応急対策	72(162)
第1 公共建築物	72(162)
第2 ライフライン	72(162)
第3 交通施設	77(167)
第4 その他の施設	79(169)
第17節 応急住宅対策	80(170)
第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行	80(170)
第2 被災住宅等の応急修理	81(171)
第3 応急仮設住宅の建設等	82(172)
第4 住宅関係障害物の除去	83(173)

第5 建築物・宅地の危険度判定	83(173)
第6 住宅の解体	84(174)
第7 被災者住宅相談	84(174)
第18節 文教対策・応急保育対策	85(175)
第1 応急教育	85(175)
第2 幼稚園・保育園等の措置	87(177)
第3 文化財の応急措置	87(177)
第4 社会教育施設等の措置	87(177)
第19節 要配慮者等の安全確保対策	88(178)
第1 在宅要配慮者の安全確保	88(178)
第2 社会福祉施設入所者の安全確保	89(179)
第3 外国人の安全確保	90(180)
第20節 ボランティアの受入体制の確保	91(181)
第1 ボランティアの要請・受入れ	91(181)
第2 ボランティアの活動	91(181)
第2章 南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画	93(183)
第1節 計画の位置づけ	95(185)
第1 基本方針	95(185)
第2節 活動体制	97(187)
第1 活動体制	97(187)
第2 広報活動	98(188)

第1章 震災応急対策計画

- 第1節 防災体制の確立
- 第2節 事前措置及び応急措置
- 第3節 災害情報の収集・伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援派遣
- 第6節 消防活動
- 第7節 応急医療救護活動
- 第8節 水防・土砂災害対策
- 第9節 避難
- 第10節 災害警備活動・交通規制
- 第11節 緊急輸送・燃料確保
- 第12節 給水、食料・生活必需品の供給
- 第13節 帰宅困難者の支援
- 第14節 遺体の取扱い
- 第15節 環境衛生
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 応急住宅対策
- 第18節 文教対策・応急保育対策
- 第19節 要配慮者等の安全確保対策
- 第20節 ボランティアの受入体制の確保

第1節 防災体制の確立

〔方針・目標〕

- 震度5弱以上の地震では、非常体制を敷き災害対策本部を設置する。震度4では、警戒体制を敷き災害対策本部に準じた配備体制をとる。
- 勤務時間外の地震発生では自主参集とし、震度5弱以上の場合、1時間以内に参集し、発災2時間以内に地域対応班が地域防災拠点で被災者への対応を開始する。

項目	担当
第1 応急活動体制	各班
第2 警戒体制	各班
第3 非常体制（災害対策本部）	各班
第4 勤務時間外地震時初動体制	各班
第5 関係機関の活動体制	本部班、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関

第1 応急活動体制

1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備レベル（1～5段階）は次のとおりとする。

体制・レベル	配備基準	活動方針
警戒体制	(レベル1) 警戒 第1配備 ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、危機管理監が必要と認めたとき ② その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	被害の可能性は低く、地震情報等を収集する
	(レベル2) 警戒 第2配備 ① 朝霞市に震度4の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ③ その他状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報や被害情報を収集し、状況に応じて配備を強化する
	(レベル3) 警戒 第3配備 ① 状況により危機管理監が必要と認めたとき	地震情報を監視し、市内のパトロールや被害状況を収集し、状況に応じて配備を強化する
(災害非常対策体制本部)	(レベル4) 非常 第1配備 ① 朝霞市に震度5弱・5強の地震が発生したとき ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③ その他状況により市長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように組織及び機能のすべてをあげて活動する
	(レベル5) 非常 第2配備 ① 朝霞市に震度6弱以上の地震が発生したとき ② 市の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき ③ 市の地域に災害救助法が適用される災害	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する

体制・レベル	配備基準	活動方針
	が発生したとき ④ その他状況により市長が必要と認めたとき	

※朝霞市の震度が発表されない場合は、近隣市（志木市、和光市、新座市）の最も高い震度を朝霞市の震度とみなす。

2 体制の施行及び配備区分の決定

災害対策の活動に当たってとるべき体制の施行及び配備区分の決定は、次のとおりとする。

- ① 警戒体制の施行及び配備区分の決定は、危機管理監が決定する。
- ② 災害対策本部の設置並びに非常体制の施行及び配備区分は、市長が決定する。
- ③ 体制の解除については、①及び②の規定を準用する。

■体制の施行及び配備の決定

体制等	決定者	備考
警戒体制	危機管理監	
非常体制 (災害対策本部)	市長（本部長） ※代理の順位 ①副市長（副本部長） ②教育長（副本部長）	市長、副市長、教育長ともに不在の場合、災害対策本部員3名以上が参集し協議して決定できる。
体制解散	上記を準用	

第2 警戒体制

1 警戒体制の発令・動員

危機管理監は、配備基準により、警戒体制を指示する。

各部長は、警戒体制のレベルに応じて職員を動員する。

また、休日・夜間の場合には震度に応じ「第4 勤務時間外地震時初動体制」に記するところにより参集し、活動を行う。

■警戒体制の配備職員

配備区分	配備職員
警戒第1 配備	危機管理室の必要な職員
警戒第2 配備	危機管理室及び市長公室、総務部、都市建設部、上下水道部、公共施設等を所管する部課の必要な職員
警戒第3 配備	

2 警戒体制の活動

警戒体制の活動は、概ね次のとおりである。

- ① 地震情報等の収集・伝達
- ② 被害情報の収集・伝達
- ③ 所管施設の点検
- ④ 市民等への情報の伝達
- ⑤ 関係機関等との連絡調整

3 災害対策本部への移行

災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、警戒体制から災害対策本部の配備基準に移行する。

第3 非常体制（災害対策本部）

- 【資料編】 2-3 朝霞市災害対策本部条例
6-4 災害対策本部室レイアウト

1 非常体制の発令・動員

市長は、朝霞市に震度5弱以上の地震が発生したときなど、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置し、非常配備体制を発令する。各部長は、非常体制のレベルに応じて、職員を動員する。

また、休日・夜間の場合には震度に応じ「第4 勤務時間外地震時初動体制」に記するところにより参集し、活動を行う。

2 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したとき、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置する。

■災害対策本部の設置基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 朝霞市で震度5弱以上を観測したとき ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③ 市の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき ④ 市の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき |
|--|

(2) 災害対策本部の設置場所

本部班は、本部長の指示により市役所別館5階大会議室または、その他庁舎内の適切な場所に災害対策本部を設置する。

本部長は、市庁舎が被災するなどして災害対策本部として十分に機能しないと認めるときは、公共施設の中から代替施設となるものを指定し、災害対策本部を設置する。

その際、設置場所は中央公民館・コミュニティセンター及び保健センターを第一候補とする。

なお、災害対策本部はその機能を維持するため、原則として避難者を受け入れない。

(3) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況により必要に応じて、被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置し、現地災害対策本部長を指名する。また、必要な職員を派遣する。

(4) 防災関係機関連絡室の設置

本部班は、朝霞市防災会議と密接に連絡をとるとともに、ライフライン関係機関、自衛隊などの防災関係機関との連絡調整を図るために市役所別館5階または、その他庁舎内の適切な場所に防災関係機関連絡室を設置する。また、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

■本部設置・解散の連絡先

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 県（災害対策課・南西部地域振興センター） ② 朝霞警察署 ③ 防災関係機関 |
|---|

3 職務等

本部長、副本部長、本部員等の職務は、次のとおりとする。

職名	担当者	職務
本部長	市長	本部の事務を総括し、災害対策に従事する全ての職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	危機管理監、市長公室長、各部長、審議監、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、理事、消防団長、朝霞消防署長、その他市長が必要と認める者	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。本部長及び副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

各職員は、災害対策本部事務分掌による活動を行う。なお、時間外については、職員初動マニュアルによる初動活動をそれぞれの参集場所において行う。

4 本部会議

本部長は、必要に応じて副本部長、本部員を招集し、重要事項の決定、対策の総合調整等を審議する。本部長は議長を務めるものとする。

なお、担当する本部事務の本部員に事故があるときは、参集した他の本部員等をもって、その職務に充てる。

■本部会議の主な審議事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 非常配備体制及び本部の解散に関する事。 (2) 市各部の指揮総括及び調整に関する事。 (3) 重要な災害情報の収集と伝達に関する事。 (4) 避難情報に関する事。 (5) 警戒区域の設定に関する事。 (6) 県、自衛隊、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関する事。 (7) 災害救助法の適用に関する事。 (8) 激甚災害の指定に関する事。 (9) 国、県等への要望及び陳情等に関する事。 |
|--|

5 受援調整会議

危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援担当者は受援に関する調整会議を行う。詳細は、第5節・第1「受援体制の確立」による。

6 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。災害対策本部を解散したときは、設置時と同様に関係機関に連絡を行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

■災害対策本部事務分掌

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
総括部	本部班	危機管理室 政策企画課	1 本部の設置、解散に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 国、県、防災関係機関の災害対策本部及び防災会議委員との連絡調整に関する事。 4 地震情報、気象情報及び警報等の伝達に関する事。 5 避難情報の発令に関する事。 6 予算編成が必要な災害関連物資に関する事。
		秘書課	7 本部長、副本部長の秘書に関する事。 8 視察者、見舞者等への対応に関する事。
	財務・情報班	市政情報課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	(情報担当) 1 防災情報センター立ち上げに関する事。 2 被害状況、活動状況(災害救助法適用事務の帳簿のとりまとめを含む)の把握、整理及び整理した情報に対する関係機関等からの照会への回答に関する事。 3 被災者台帳に関する事。
		シティ・プロモーション課	4 広報紙、HP、SNS、メール配信、Lアラート、防災行政無線、広報車等に関する事。 5 報道発表等報道機関に関する事。
		デジタル推進課	(システム担当) 6 システムインフラの動作状況・被害状況確認、復旧 7 安否情報システムに関する事。
		議会事務局	(議会担当) 8 議会との連絡調整に関する事。
		財政課 出納室	(財務担当) 9 災害予算編成及び財源対策に関する事。 10 災害予算の執行管理及び経理に関する事。 11 見舞金、義援金の受入れに関する事。
	職員班	職員課 人権庶務課	1 職員の安否確認に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 職員の食料等の供給に関する事。 4 応援職員の調整、受入れ、派遣に関する事。 5 受援体制の構築、運用に関する事。
	管財班	財産管理課 契約検査課	1 市庁舎の点検、応急措置、機能の確保に関する事。 2 公用車の配車、運行に関する事。 3 車両、燃料(車両以外の災害対策用燃料を含む)の確保に関する事。 4 緊急通行車両に関する事。 5 市内公共施設の被害状況の把握、災害対策拠点の移設に関する事。 6 市有建築物に係る工事、修繕の設計及び施工監理に関する事。 7 応急仮設住宅の建設等に関する事。
	調査班	課税課 収納課	1 住家の被害調査に関する事。 2 罹災証明の発行に関する事。

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
市民環境部	市民班	地域づくり支援課 総合窓口課 内間木支所 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所	(被災者担当) 1 自治会・町内会との連絡調整に関する事 2 避難所（市民センター）の設置、運営に関する事 3 避難所及び仮設住宅の自治運営支援等に関する事 4 帰宅困難者に関する事 5 遺体の収容及び埋火葬に関する事 6 災害相談窓口に関する事 7 生活再建支援に関する事
		産業振興課 農業委員会事務局	(物流担当) 8 食料、生活必需品の供給に関する事 9 救援物資の受入れに関する事 10 農作物等農業被害調査に関する事 11 商工業被害調査に関する事 12 罹災に伴う農家・中小企業者に対する復旧資金援助に関する事
	環境班	環境推進課 資源リサイクル課	1 災害廃棄物の収集、処理に関する事 2 防疫に関する事 3 し尿の収集、仮設トイレの設置に関する事 4 死亡獣畜の処理、ペット等動物対策に関する事 5 環境汚染等の監視、井戸水の検査に関する事
福祉部 子ども・健康部	福祉班	福祉相談課 生活援護課 障害福祉課 こども未来課 保育課 保育園 長寿はつらつ課	1 要配慮者の把握、避難行動要支援者の避難支援に関する事 2 要配慮者への生活支援に関する事 3 避難所（保育園）の設置、運営に関する事 4 福祉避難所の設置、運営に関する事 5 ボランティアの対応等市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 6 災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給及び関係機関への申請に関する事 7 災害救助法に係る対応措置に関する事 8 園児の安全確保・安否確認に関する事
	医療対策班	健康づくり課 保険年金課	1 救護所の設置や救護班の編成に関する事 2 災害時医療救護マネジメントセンターに関する事 3 災害時の医療対策（医薬品等の確保、人工透析者等慢性疾患への対応等）に関する事 4 被災者の健康管理に関する事 5 医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に関する事

部	所掌班	担当課・室・所等	事務分掌
都市建設部	建設活動班	まちづくり推進課 開発建築課 みどり公園課 道路整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害調査に関する事。 2 道路、河川、橋梁、崖地等の警戒、排水作業等応急作業及び復旧工事に関する事。 3 土木、建設業者への協力要請に関する事。 4 応急資機材等の調達に関する事。 5 建築物の応急危険度判定、宅地の危険度判定に関する事。 6 被災住宅の応急修理の実施に関する事。 7 住宅の解体等に関する事。 8 応急仮設住宅の確保、入居等に関する事。 9 緊急交通路の把握、緊急輸送道路の指定に関する事。 10 バス輸送に関する事。
上下水道部	上下水道班	上下水道総務課 水道施設課 下水道施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査に関する事。 2 上下水道施設の応急復旧に関する事。 3 上下水道業者等への協力要請に関する事。 4 給排水用資機材等の調達に関する事。 5 応急給水に関する事。
教育部	教育班	教育総務課 教育管理課 教育指導課 学校給食課 生涯学習・スポーツ課 文化財課 公民館（コミュニティセンター） 図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の被害調査に関する事。 2 児童・生徒の安全確保、安否確認に関する事。 3 学校の休校措置等に関する事。 4 避難所（小・中学校、高校、大学、公民館）の開設、運営に関する事。 5 炊き出しに関する事。 6 文化財の被害調査及び応急措置に関する事。 7 ヘリポートの開設、運営に関する事。 8 施設の利用に関する支援に関する事。
各班共通			<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び関係施設の被害調査並びに所管施設の応急措置に関する事。 ※各班の所管施設は、第3節・第2・2「■被害調査の対象と担当」参照 2 担当窓口として指定された災害協定締結団体との連絡調整に関する事。 (資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照)

第4 勤務時間外地震時初動体制

市職員は、休日・夜間などの勤務時間外に、震度4以上となる地震が発生した場合は、震度に応じて、以下に示す勤務時間外地震時参集基準及び勤務時間外地震時初動体制の事務分掌により行動する。

また、災害対策本部は勤務時間内の地震時においても、この体制を適用することができる。

なお、災害対策本部の体制が整い次第、災害対策本部からの指示により、災害応急対策事務分掌へ移行する。

1 参集配備

市職員は、地震が発生した場合には、テレビ、埼玉県防災情報メールの情報等により、震度に関する情報を得て、朝霞市又は近隣市における震度によって、次の参集体制を取る。

なお、情報が得られない場合においても、市内及び市周辺にいる場合には、自らの体感をもって、震度を予想し、適宜参集する。

■勤務時間外地震時参集基準

震度	災害対策本部対応者 (災害対策本部員、本庁勤務職員)	地域対応班
震度4	次の部の警戒配備災害対策要員（各担当部長が定める）自主参集 ・危機管理室 ・市長公室 ・総務部 ・都市建設部 ・上下水道部 ・公共施設等を所管する部課	(自宅待機)
震度5弱以上	全職員自主参集	全職員自主参集

2 勤務時間外地震時初動体制の事務分掌

地域対応班に指名されている職員は、震度に応じて自発的あるいは本部からの指示により、地域防災拠点での活動を実施する。

本庁においては暫定本部班及び専門活動班を設置し、職員の参集状況に応じて早期参集の職員から災害対策本部の立ち上げ等、優先的な実務を執り行い、各係分担により初動活動を実施する。

なお、災害対策本部の体制が整い次第、暫定本部班及び専門活動班の各係並びに地域対応班は、災害対策本部の各班へ業務を引き継ぐ。

■勤務時間外地震時初動体制の事務分掌

班		担当	事務分掌
暫定本部班	総括係	早期参集の本庁職員	災害対策本部員の補佐及び各活動班（係）への指示伝達、災害情報、活動状況等のとりまとめ ・指示担当：指示書の作成 ・記録担当：活動状況等の記録
	庶務係		車両の管理、配車、庁内連絡等
	情報整理係		・本庁担当：本庁参集職員の状況整理 本庁受付分の被害状況整理 ・地域対応班担当：地域対応班の参集職員の状況整理 地域対応班からの被害情報整理 地域対応班の活動状況整理 ・活動担当：派遣職員状況の整理 指示内容の整理 ・公共施設担当：公共施設の被害状況整理
	参集受付係		本庁参集職員の受付
	情報収集係		地域防災拠点との情報通信 市民からの電話等の対応
	派遣係等その他		その他の本部事務及び応援
専門活動班	人命救助・火災処理班	本部から指名された職員	1 救出・救護に関すること 2 消火活動の協力に関すること 3 二次災害防止に関すること 4 水利確保に関すること
	救急医療班		1 医師会との連絡調整及び医療班編成に関すること 2 緊急医療品の確保に関すること 3 医療機関の被害調査に関すること
	被害状況調査班		1 各地域防災活動拠点からの情報収集に関すること 2 道路・橋の被害調査に関すること 3 社会的混乱への対応に関すること 4 輸送道路確保に関すること 5 崖崩れ、建物倒壊の状況把握に関すること
	給水担当班		1 飲料水の確保に関すること 2 給水車等の確保及び給水に関すること
	食料・物資供給班		1 食料品の確保及び配布に関すること 2 物資運搬に関すること
	避難所運営班		1 避難者の把握及び避難所の開設・運営に関すること

班	担当	事務分掌
地域対応班	あらかじめ指名された職員	地域防災拠点における次の事務 1 負傷者の救護及び医療救護班との連携に関すること 2 避難状況、被害状況の把握及び報告に関すること 3 避難行動要支援者の安否情報の確認及び避難状況の把握に関すること 4 市民への広報及び避難誘導に関すること 5 救援物資の需要把握及び配給体制の確立に関すること 6 避難者の把握及び避難所の開設・運営に関すること 7 トイレの確保に関すること

第5 関係機関の活動体制

【資料編】 1－6 防災関係機関一覧

防災関係機関等は、市域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県、本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。

第2節 事前措置及び応急措置

〔方針・目標〕

- 発災後3時間以内に被害の概要を把握し、県に災害救助法の適用を申請する。

項目	担当
第1 市長の事前措置及び応急措置	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第2 災害救助法の適用	各班

第1 市長の事前措置及び応急措置

1 事前措置及び避難

(1) 出動命令等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより消防局、消防団に出動の準備を要請し、又は出動を求め、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。(根拠法：災害対策基本法第58条)

(2) 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要最小限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(根拠法：災害対策基本法第59条)

(3) 避難の指示等

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要するときは、緊急安全確保措置を指示する。(根拠法：災害対策基本法第60条)

2 応急措置

市長、消防局、消防団は、次の法令により、応急措置を行う。

■ 応急措置

応急措置 協力の指 示	消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（災害対策基本法第62条）
	市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令により応急措置の責任を有する者への協力の指示（災害対策基本法第62条）
物件の使 用、処分 等	応急措置のため、緊急の場合の次の措置 ・ 土地、建物等の一時使用、土砂、竹木等の一時使用、収用（災害対策基本法第64条第1項） ・ 工作物等の除去、保管（災害対策基本法第64条第2項）
	水防上、緊急の必要がある場所での、土地の一時使用、土砂、竹木等の一時使用、収用、障害物等の処分（水防法第28条）

	消火、延焼の防止又は人命救助のために必要な場合、消防局、消防団による土地、建物等の使用、処分又は使用制限（消防法第29条第1～3項）
応急対策の指示	応急措置のため、緊急の場合の、住民や現場にいる応急措置を行うべき者への応急措置の指示（災害対策基本法第65条）
	水防のためやむを得ない場合、住民、現場にいる者への水防活動への従事の指示（水防法第24条）
	消防団員による火災現場付近にいる者への消防活動への従事の指示（消防法第29条第5項）
警戒区域の設定	人命又は身体への危険を防止するための警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）
	水防上、緊急の場所での、消防団による警戒区域の設定（水防法第21条）
	火災現場における、消防団員による消防警戒区域の設定（消防法第28条）

3 損害補償

市長は、応急措置の実施に伴う前記指示により通常生じた損失に対しては、補償を行う。また、応急措置の業務に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、法令の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（根拠法：災害対策基本法第82条及び第84条）

第2 災害救助法の適用

【資料編】 3-1 被害の判定基準

3-2 災害救助法による救助の種類、方法、期間等

1 災害救助法の適用要請

本部班は、災害が発生し災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みの場合は、遅滞なく被害状況を知事に報告し、災害救助法適用を要請する。

財務・情報班は、防災情報センター（第3節の第2の1の「(1) 情報管理体制」参照）の情報から、災害救助法の適用基準に関わる情報を速やかに整理する。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。

市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

- | |
|--|
| <p>(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、100世帯以上に達した場合</p> <p>(2) 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合</p> <p>(3) 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（※1）がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合</p> <p>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※2）に該当するとき</p> |
|--|

※1) 第1項の3に係る特別の事情

①災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2) 第1項の4に係る基準

①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

②災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

3 減失世帯の算定

災害救助法の適用基準の(1)と(2)の指標となる減失世帯数は、調査班の被害家屋調査結果(第17節の第1の「1 住家の被災調査」参照)により算定する。

(1) 減失世帯の算定基準

住家が減失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■減失世帯の算定方法

全壊(全焼・流失)住家	1世帯
半壊(半焼)住家	1/2世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	1/3世帯

4 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、知事が行い(法定受託事務)、市長がこれを補助する。知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。(内閣府「災害救助法事務取扱要領」)

また、災害救助法の適用対象事務は、災害救助法適用の有無に関わらず、各事務の担当班(災害対策本部事務分掌による)が、災害救助法の様式で実施状況を記録し、財務・情報班に提出する。財務・情報班はこれらを整理し、本部班が県に報告する。

災害救助法の適用後の救助業務の実施項目は、次のとおりとする。

■災害救助法の適用対象事務

適用対象事務	実施期間	緊急を要する場合の市実施項目
避難所の設置	7日以内	○
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	○
飲料水の供給	7日以内	○
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	○

医療	14日以内	○ 医療班派遣（県及び日赤支部）
助産	分娩の日から7日以内	○ 医療班派遣（県及び日赤支部）
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具等 15日以内	○
災害にかかった者の救助	3日以内	○
埋葬	10日以内	○
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者・設置箇所の選定○、設置は県 （ただし、委任されたときは○）
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	○
遺体の搜索	10日以内	○
遺体の処理	10日以内	○
障害物の除去	10日以内	○

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の設置のみの適用となる。

※期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が内閣総理大臣と協議してその同意を得た場合、実施期間を延長することができる。

第3節 災害情報の収集・伝達

〔方針・目標〕

- 情報を一元的に管理するため災害発生直後に、災害対策本部内に「防災情報センター」を設置し、情報の収集・管理・提供を行う体制をとる。
- 被害情報は、市民、地域対応班職員などから収集し、発災後30分以内に第1報を県、国に報告する。
- 罹災証明の発行開始とともに被災者台帳の運用を開始し、被災状況に応じて被災者が受けられる支援措置の漏れや重複を防止する。

項目	担当
第1 地震関連情報の伝達	本部班
第2 被害情報の収集	本部班、財務・情報班、各班
第3 災害通信体制の確保	本部班、管財班
第4 安否情報の収集、管理	財務・情報班、各班
第5 被災者台帳の作成	財務・情報班、調査班、市民班、各班

第1 地震関連情報の伝達

【資料編】 3-5 気象庁震度階級関連解説表

1 地震情報等の発表

熊谷地方気象台は次のような地震情報を発表する。なお、地震情報の細分区域は、市町村単位で発令される。

■地震情報の種類

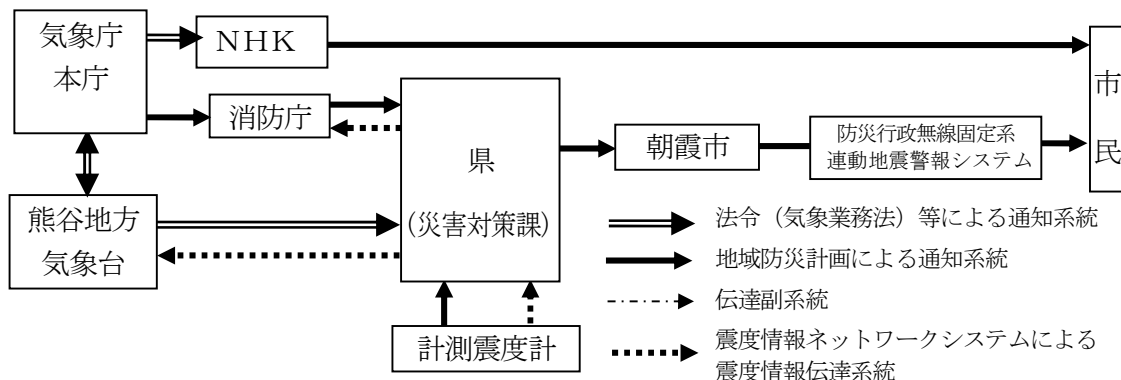
種類	内容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名（※朝霞市は「埼玉県南部」と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報

2 地震情報等の伝達経路

(1) 地震情報等の伝達経路

地震情報等の伝達経路は、次のとおりである。

県内で震度4以上の地震を観測した場合に、県から防災行政無線の一斉FAXにより震度分布図と震度一覧が送信される。



■地震情報の伝達経路

(2) 市民等への情報伝達

地域で震度5弱以上の地震の発生が予測される場合などの緊急情報を国から受信したときは、全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT）により、自動的に市の防災行政無線からチャイム音とともに情報を提供する。

第2 被害情報の収集

- 【資料編】 3-1 被害の判定基準
 3-4 火災・災害等即報要領
 9-1 県報告様式
 9-2 火災・災害等即報要領報告様式

1 被害情報の収集

(1) 情報管理体制

財務・情報班は、災害対策本部に防災情報センターを設置し、災害時に収集・伝達される情報を一元的に管理する。

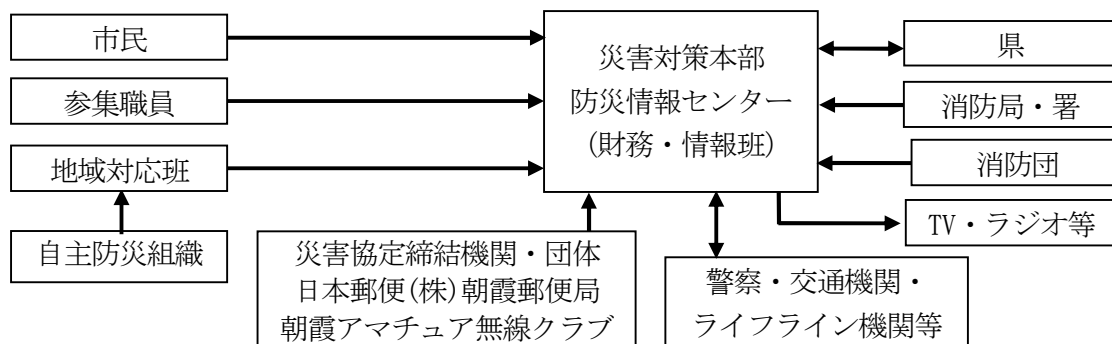
■収集する被害情報

発災直後 （発生から 概ね3時間 以内）	①地震情報・余震情報 ②消防情報（火災の発生及び延焼の状況） ③人的被害状況 ・死者、負傷者、行方不明者に係る情報 ・避難の必要の有無及び避難の状況 ④物的損害状況 ・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況 ・建物の倒壊及び崖崩れ並びにそのおそれの有無 ・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況
-------------------------------	--

<p>初動期 (発生から概ね72時間以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①地震情報・余震情報 ②消防情報 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生及び延焼の状況 ・危険物漏洩情報、ガス漏れ情報、救急・救助活動情報 ③人的被害情報（人命救助・捜索情報） <ul style="list-style-type: none"> ・死者、負傷者、行方不明者に係る情報 ・避難の必要の有無及び避難の状況 ・人命救助・捜索に係る情報 ④物的損害情報 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況 ・建物の倒壊及び崖崩れ並びにそのおそれの有無 ・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況 ⑤避難所情報 <ul style="list-style-type: none"> ・避難状況 ・避難所の開設状況 ⑥応急医療・救護情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設など応急医療体制に関する情報 ・医療機関情報
<p>応急対応期 (発生から概ね72時間以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①地震情報・余震情報 <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害につながるおそれのある気象情報 ②消防情報 <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生及び延焼の状況 ・危険物漏洩情報、ガス漏れ情報、救急・救助活動情報 ③人的被害情報（人命救助・捜索情報） <ul style="list-style-type: none"> ・死者、負傷者、行方不明者に係る情報 ・避難の必要の有無及び避難の状況 ・人命救助・捜索に係る情報 ④物的損害情報 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害状況 ・道路、橋梁等の被害状況及び交通の状況 ・崖崩れ及び崖崩れのおそれの有無 ・電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの被害状況 ・交通機関・道路の不通・復旧見込み、ライフラインの障害・復旧見込み、その他の生活安定に関する情報 ⑤避難所情報 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数・給食数 ・避難所の運営状況 ⑥応急医療・救護情報 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設など応急医療体制に関する情報 ・医療機関情報

(2) 被害情報の収集方法

被害情報は、市民からの通報、参集職員・地域対応班職員による報告、自主防災組織・消防団の報告等による。



■被害情報の収集伝達経路

2 被害調査

(1) 被害の調査

各担当班は、「3 被害の報告」を目的とし、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行うとともに、市民への対応を行う。各担当班及び調査対象は、次のとおりである。

なお、被害の判定は、「資料編3-1 被害の判定基準」による。

■被害調査の対象と担当

調査担当班	調査対象
調査班	住家被害※
建設活動班	道路、橋梁、河川、その他の公共土木施設、交通機関の被害
福祉班	社会福祉施設被害
医療対策班	病院被害、人的被害
市民班	非住家被害※、農作物、農業施設、商業及び工業の被害
環境班	廃棄物処理施設被害
上下水道班	上下水道施設被害
教育班	学校教育施設、社会教育施設及び文化財の被害
管財班	公共施設の被害
財務・情報班	ライフライン関係機関がとりまとめた被害情報

上記以外の被害については、災害対策本部の指示により調査する。

※調査班及び市民班が行う罹災証明書、り災届出証明書の発行のための調査は「第17節応急住宅対策 第1住家の被害調査・罹災証明書の発行」参照

(2) 被害のとりまとめ

財務・情報班は、各担当班の調査結果をとりまとめ、本部班に報告し、災害対策本部で共有する。

3 被害の報告

本部班は、財務・情報班から報告された調査結果について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全国的に

みた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑥ 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告の種別

① 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

ア 発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災無線FAX等で報告する。

イ 経過速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災無線FAX等で報告する。

② 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

(3) 報告先

① 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。
 なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

② 直接報告

県に報告ができない場合及び震度5強以上の震度を記録した場合（被害の有無は問わない）には、直接消防庁に報告する。

また、同時多発火災、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を電話により消防庁又は県に報告する。

■連絡先

県危機管理防災センター	勤務時間内 災害対策課 災害対策担当	①NTT回線 TEL：048-830-8181（直通） FAX：048-830-8159 ②県（地上系）防災行政無線を利用する通信方法 TEL：6-8181 FAX：6-8159 ※TEL：68-6-8181 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL：69-200-6-8181 FAX：69-200-6-8159
	勤務時間外 危機管理防災部当直 （宿直室）	①NTT回線 TEL：048-830-8111（直通） FAX：048-830-8119 ②県（地上系）防災行政無線を利用する通信方法

		TEL : 6-8111 FAX : 6-8119 ※TEL : 68-6-8111 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL : 69-200-6-8111 FAX : 69-200-6-8119
--	--	--

※庁内の電話機から発信する場合、電話番号の前に「0」をダイヤルしなくてよい。

消防庁	平日 (9 : 30~18 : 30) 応急対策室 応急対策係	①NTT 回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 ②地域衛星通信ネットワークを利用する通信方法 TEL 69-048-500-90-49013 FAX 69-048-500-90-49033
	休日・夜間(上記以外) 宿直室	①NTT 回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 ②地域衛星通信ネットワークを利用する通信方法 TEL 69-048-500-90-49102 FAX 69-048-500-90-49036

(4) 県派遣連絡員との連携

被害が相当規模に及ぶ場合は、県から派遣される市町村情報連絡員等の協力を得て県災害対策本部への報告を行う。

また、同連絡員又は県災害オペレーション支援システムにより県からフィードバックされる災害情報を確認し、災害対策に活用する。

第3 災害通信体制の確保

1 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

本部班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。また、無線機の貸し出し等の管理を行う。

管財班は、市庁舎の停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、機器の修理等の措置をとる。

■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部・防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
市防災行政無線(固定系)	災害対策本部→市内各所
市防災行政無線(移動系)	災害対策本部～地域防災拠点
メール	災害対策本部～市民・職員

2 その他の通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

市は、災害対策基本法第57条の規定に基づいて、電話等の利用が不可能となり通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。

■専用通信施設等設置機関

① 警察	② 消防局	③消防団
④ 東日本旅客鉄道株式会社	⑤ 東武鉄道株式会社	
⑥ 東京電力パワーグリッド株式会社	⑦ 自衛隊	

(2) 非常通信の利用

市は、地震、台風、洪水、津波、大雪、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて埼玉地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

第4 安否情報の収集、管理

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、DV、虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

1 安否情報の収集、管理

財務・情報班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて県、警察等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

また、行方不明者・安否不明者（災害が原因で所在不明となった者）の救出・救助活動を迅速に行うため、所在情報を入手する必要がある、生命の保護のため緊急かつやむを得ないときは、県が当該行方不明者・安否不明者の氏名・市町村名を公表することとしており、市（財務・情報班）はこれに協力する。

2 安否照会の受付

財務・情報班は、災害相談窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カード及びマイナンバーカードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

■安否照会者の確認事項

① 照会者の氏名、住所
② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
③ 照会をする理由

3 安否照会の回答

財務・情報班は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

■照会者の区分と提供可能情報

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第5 被災者台帳の作成

財務・情報班は、被害が甚大な場合等で市長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

また、被害が軽度等で被災者台帳の作成を要しない場合は、報告又は把握した情報を管理する。

- ① 氏名（住民基本台帳）
- ② 生年月日（住民基本台帳）
- ③ 性別（住民基本台帳）
- ④ 住所又は居所（住民基本台帳、安否情報システム）
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由（避難行動要支援者名簿等）
- ⑧ 個人番号※（住民基本台帳）
- ⑨ 電話番号その他の連絡先（安否情報システム等）
- ⑩ 世帯の構成（住民基本台帳）
- ⑪ 罹災証明書の交付状況（罹災証明書発行記録）
- ⑫ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
- ⑬ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
- ⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

※個人番号とはマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による）を指す。

1 被災者台帳の作成

財務・情報班及び被災者への各種援護措置を実施する班は、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などの問題がないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

2 被災者台帳の利用、提供

調査班は、被災者への罹災証明書交付の際に、市民班は災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。

市民班は、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

3 被災者台帳の作成を要しない場合の情報管理

財務・情報班は、被災者台帳の作成を要しない災害において、被災者台帳で管理すべき項目について各班から報告され、又は把握した情報を管理する。

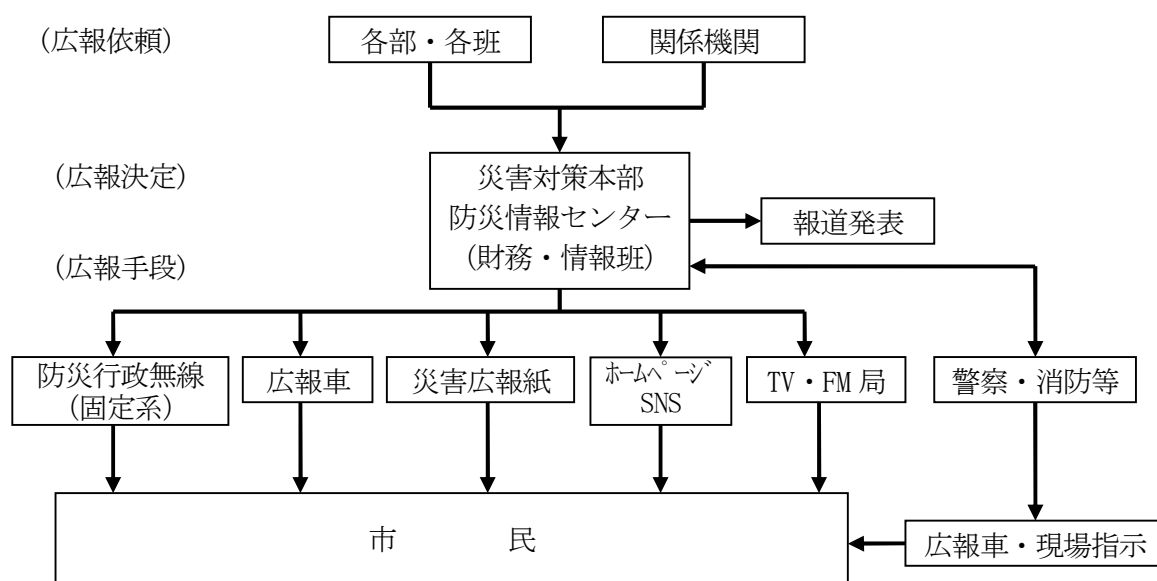
第4節 災害広報・広聴活動

〔方針・目標〕

- 発災後3時間以内に、防災情報センター内に、防災無線、広報車等により市民に情報を伝達する体制を構築する。
- 災害広報紙を発災後5日以内に発行するとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ等により市民に情報を提供する。
- 手話通訳、外国語通訳ボランティア等の確保により、可能な限り要配慮者に配慮した広報体制をとる。
- 行方不明者の問い合わせ等に対応するため第1次相談窓口を設置、発災後5日目からは、第2次総合相談窓口を設置し、被災者の医療、福祉、罹災証明、生活支援等の申込みや相談に対応する。

項目	担当
第1 災害広報活動	財務・情報班、市民班、埼玉県南西部消防局
第2 広聴活動	市民班

第1 災害広報活動



■ 広報の手段と経路

1 災害時の広報

(1) 地震直後の広報活動

財務・情報班は、防災行政無線（固定系）にて地震情報、避難等の広報を行う。さらに、必要により広報車等により広報を行う。

消防局は、広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。

(2) 応急活動期の広報活動

財務・情報班は、広報を防災行政無線、広報車、災害広報紙、ホームページ・SNS、テレビ・ラジオ等にて行う。また、報道機関への要請を行う。

2 避難所での広報

財務・情報班は、市民班と協力して、次の方法で避難所での広報を行う。

広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害のある人、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

■避難所での広報

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 災害広報紙の配布 | ② 避難所広報板の設置 |
| ③ 避難所運営組織による口頭伝達 | |

3 要配慮者への広報

財務・情報班は、外国人に対しては、通訳ボランティア等を活用する。また、視覚や聴覚に障害のある人に対しては、ラジオ、テレビの文字放送、FAXなどを可能な限り活用し要配慮者にも配慮する。

4 報道機関への発表

(1) 記者発表

財務・情報班は、記者発表を行い、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を提供して市民への広報や物資等の支援を要請する。

(2) 取材活動への要請

財務・情報班は、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。また、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように要請する。

第2 広聴活動

1 相談窓口の設置

市民班は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所に災害相談窓口を設置する。また、相談内容に応じた職員の配置について関係各部に要請し、災害相談窓口相談員を配置する。

■相談窓口

第1次 臨時相談窓口	発災後 24 時間 以内に設置	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の問い合わせ ・安否確認 等
第2次 総合相談窓口	5 日目から設置	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建支援 ・住宅関係（応急修理、仮設住宅、障害物等） ・福祉関係（被災高齢者等生活支援、災害援護資金等） ・商工融資 ・罹災証明 等

2 被災者相談

(1) 相談事項

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。なお、市単独では対応できない事項については、県の災害情報相談センター（災害相談連絡会議）等との連携を図る。

■相談窓口の内容（例）

① 総合案内	② 被災者生活再建支援制度
③ 各種減免申請	④ 応急修理（救助法）
⑤ 障害物除去（救助法）	⑥ 被災高齢者等生活支援事業
⑦ 災害援護資金貸付	⑧ 母子寡婦福祉資金貸付
⑨ 商工融資制度	⑩ 住宅復興補助制度
⑪ 倒壊家屋解体処理・支援事業	⑫ 罹災証明、再審査請求、届出証明
⑬ その他の相談事項	

(2) 広聴活動

市民班は、災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各班に伝達する。

また、必要に応じて被災者の苦情等の把握・分析を行う。

第5節 応援派遣・受援

〔方針・目標〕

- 震度6弱以上の地震発生、多数の倒壊家屋発生、多数の避難者発生を確認し次第、発災後30分以内に直ちに県、自衛隊に連絡する。
- 大規模な地震の場合は、市だけでは対応できないため、協定に基づく応援を協定締結団体に要請する。

項目	担当
第1 受援体制の確立	本部班、職員班、各班
第2 自衛隊災害派遣要請	本部班、教育班
第3 地方公共団体等への応援要請	本部班、各班

第1 受援体制の確立

【資料編】3 災害協定・覚書一覧

1 情報連絡員の派遣要請

本部長は、情報連絡や災害対策の調整を図るため、必要があると認めるときは、防災関係機関等の長に対して、情報連絡員となる職員を本部又は災害現地に派遣するよう要請する。

2 受援体制の確立

(1) 各部各班の措置

初動期の72時間は受援が期待できないため、各班内で人材の過不足を調整する。なお、班を超える人材配置の調整は、職員班が行う。

また、個別の対策の災害協定や応援制度の運用は、連絡窓口となる班（資料編「4 災害協定・覚書一覧」参照）が関係団体へ直接要請し、受援の迅速化を図る。

(2) 総括部職員班の措置

職員班は、各班の応援ニーズや受援状況を全体的に集約し、県や他市町村への総合的な応援の要請を検討する。なお、県、他市町村への要請連絡は、本部班を通じて行う。

職員班は、本部班の調整のもと受援を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受入体制

食料、飲料水	原則、自前で確保を要請する。 朝霞市職員と同様の方法で食料、物資等の手配
受入予定施設	中央公民館、図書館、博物館、災害協定を締結している宿泊施設
現場への案内	応援を受ける担当班

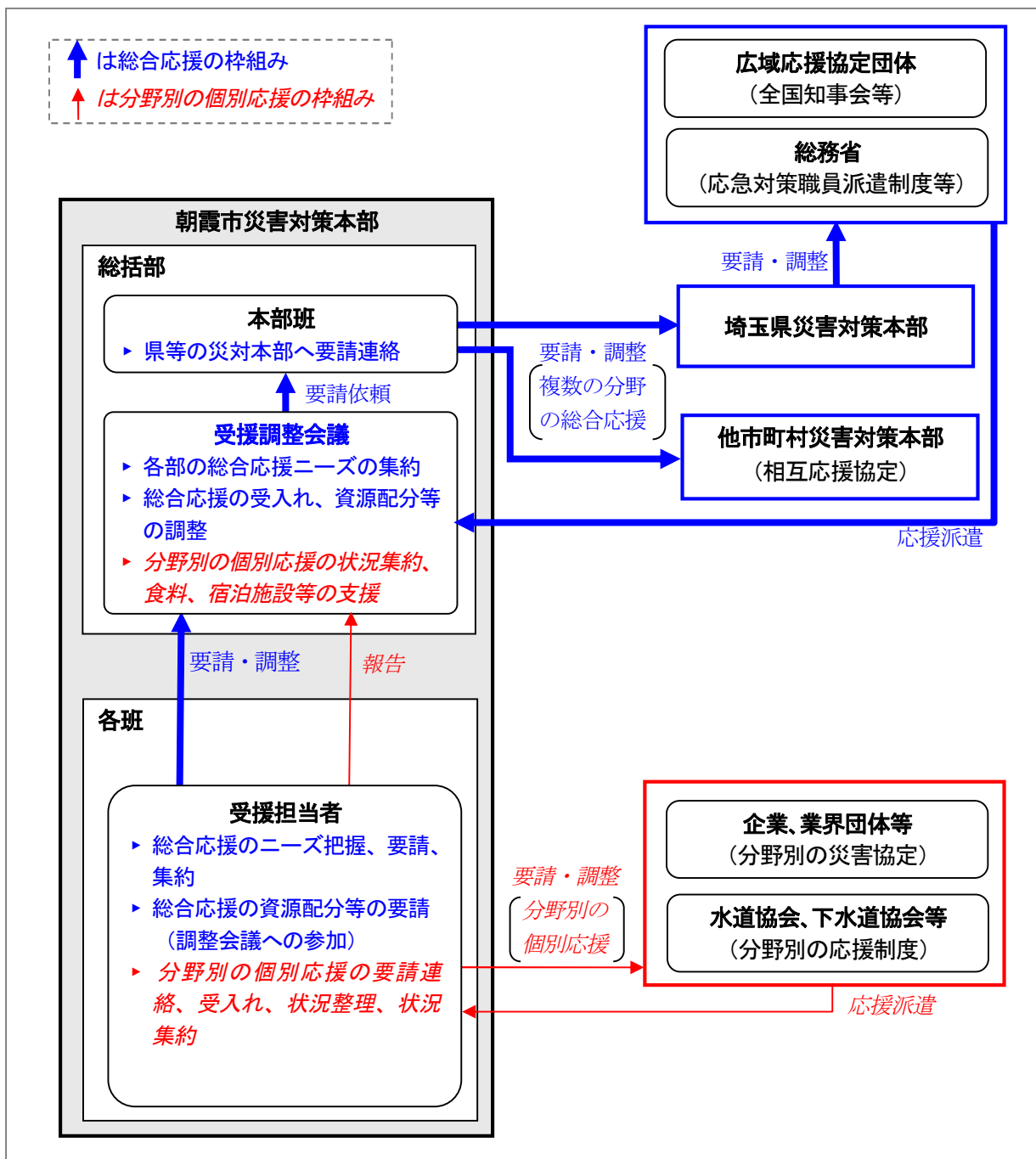
3 調整会議の実施

危機管理監は、必要に応じて受援関係者を招集し、受援担当者は受援に関する調整会議を行う。

■ 応援調整会議の構成等

構 成	総括部の本部長、応援統括担当 ^{※1} 、各班の応援担当者 ^{※2}
事 務 局	職員班、本部班 (オブザーバー)
審 議 事 項	① 応援に関する方針の決定 ② 応援体制の総合調整 ③ その他応援に関する重要事項の決定
備 考	※1 応援統括担当は、危機管理監が指名する総括部の職員で、応援に関する庁内全体の情報集約、総合調整等を行う。 ※2 応援担当者は、各班長が指名する班内の職員で、班内の応援に関する情報収集・整理、職員班と各班との応援に関する連絡調整等を行う。

■ 要請・受入れフロー



第2 自衛隊災害派遣要請

- 【資料編】 9-3 自衛隊災害派遣要請依頼書
 9-4 自衛隊災害派遣撤収依頼書

1 災害派遣要請

(1) 要請依頼の手続き

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

■自衛隊派遣要請の3つの要件

① 緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
② 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
③ 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを行う。

本部班は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。

■災害派遣要請の手続及び連絡先

県危機管理防災センター 勤務時間内 危機管理課 危機管理担当	①NTT 回線 TEL：048-830-8131（直通） FAX：048-830-8129 ②県（地上系）防災行政無線を利用する通信方法 TEL：6-8131 FAX：6-8129 ※TEL：68-6-8131 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL：69-200-6-8131 FAX：69-200-6-8129
勤務時間外 システム管理室 （宿直室）	①NTT 回線 TEL：048-830-8111（直通） FAX：048-830-8119 ②県（地上系）防災行政無線を利用する通信方法 TEL：6-8111 FAX：6-8119 ※TEL：68-6-8111 ③県衛星通信ネットワークを利用する通信方法 ※TEL：69-200-6-8111 FAX：69-200-6-8119

連絡方法	文書（緊急を要する場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	① 災害の状況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他、参考となるべき事項

※庁内の電話機から発信する場合、電話番号の前に「0」をダイヤルしなくてよい。

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	048-663-4241～5 時間内 内線：436～439 時間外 内線：402

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者の捜索救助	④ 水防活動
⑤ 消防活動	⑥ 道路又は水路の啓開
⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 給食、給水及び入浴支援	⑩ 物資の無償貸付又は譲与
⑪ 危険物の保安及び除去	⑫ その他

2 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条に基づき、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

① 関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
② 知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③ 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
④ その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

3 派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の受入れ

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたるものとする。

なお、作業計画作成にあたっては、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

■自衛隊の受入体制

項目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材の確保に努める。
連絡窓口	① 本部班は連絡員を指名し派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
本部事務室	朝霞市役所内（大会議室）
宿舎	災害協定を締結している宿泊施設
集結地	朝霞中央公園
現場への案内	各担当班が応援現場へ案内する。

(2) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプター臨時離着陸場は、朝霞中央公園陸上競技場とする。教育班は、ヘリコプター臨時離着陸場予定地にヘリポートを開設する。

自衛隊との協議により他に設置する場合、本部班は土地の所有者又は管理者と調整する。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した費用は、原則として市が負担する。その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

■負担経費

① 救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
② 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
③ 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
④ 救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

4 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

第3 地方公共団体等への応援要請

1 応援要請

(1) 県等への要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、以下のとおり知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援の要請 又は応急措置の実 施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等 の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応 急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
指定地方行政機 関、他都道府県 の職員又は他都道府 県の市町村の職員 の派遣又はあっせ んを求める場合	① 派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員 の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	派遣：災害対策基 本法第29条 あっせん：災害対 策基本法第30 条、地方自治法 第252条の17
消防庁長官への消 防の応援の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及 び応援要請の理由 ② 派遣を必要とする期間（予定） ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第44 条

(2) 他市町村への要請

本部班は、他市町村への要請が必要な場合、災害対策基本法第67条により、市町村長に対して応援の要請を行う。

(3) 協定締結機関・団体への要請

各担当班は、応援協定等に基づき、関係する機関、団体等に応援を要請する。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

本部班は、応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。

*災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

(5) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

2 応援の撤収要請

本部長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第6節 消防活動

〔方針・目標〕

- 倒壊建物からの救出、搬送、初期消火など、地域の市民、自主防災組織による初期対応を原則とする。
- 多数の要救出者、延焼火災の発生が予想される場合は、広域消防応援、緊急消防援助隊の派遣を求め活動にあたる。

項 目	担 当
第1 消防活動	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第2 救急救助活動	本部班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団
第3 危険物災害の防止	埼玉県南西部消防局
第4 消防団の活動	朝霞市消防団

第1 消防活動

1 消防本部

消防局は、次の業務を行う。

(1) 情報の収集及び伝達

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、高見所（高層建物）からの物見、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防局長は、災害の状況を本部長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

(2) 応援隊の受入れ

応援隊の受入場所を朝霞中央公園とする。

(3) 同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が発生した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(4) 火災現場の活動原則

- ① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。
- ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 応援要請**(1) 消防相互応援協定による応援要請**

消防局長は、地域の消防力だけでは十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊

本部長は、消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない場合又は特殊な災害が発生した場合は、以下の点に留意し県知事に消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、消防局に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置する。

■知事への要請時の留意事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 活動区域及び活動計画 ③ 必要な部隊及び資機材 |
|---|

3 市民・自主防災組織・事業所等の活動

市民・自主防災組織・町内会・自主防災組織等は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の活動

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報 ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動 ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難 ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達 ⑤ 立ち入り禁止措置等の実施 |
|---|

4 通電火災への警戒

消防局は、消防団、市民、町内会・自治会・自主防災組織等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

第2 救急救助活動

1 情報の収集

要救助者を発見した者は、災害対策本部又は警察署等へ通報する。消防局は、自主防災組織及び警察署等から通報された情報を収集し管理する。

2 救助活動

(1) 救助チームの編成、指揮

消防局は、救助情報に基づいて、署員及び必要に応じて消防団員の中から救助チームを編成して出動する。

(2) 応援要請

消防局は、被害状況等に応じて埼玉県警察、隣接消防機関等の応援を要請し、必要に応じて建設業協会等に重機、資機材等の供給を要請する。また、高度な専門性を必要とする救急救助活動が必要で、管内の消防力では対応が困難である場合には、あらかじめ締結した埼玉県消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に応援を要請する。多くの救助事象が発生した場合には、本部長は知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

(3) 埼玉DMA Tへの応援要請

消防局長は、被災者の生命、身体等に重大な影響を及ぼすと判断される場合には直接、埼玉DMA T指定病院の長に対して埼玉DMA Tの出動を要請する。この場合、消防局長は、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

(4) 市民・自主防災組織・事業所の救出救護

市民・自主防災組織・事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助し、応急手当を行う。

3 救急活動

消防局は、傷病者を救急車等で救護所又は後方医療機関へ搬送する。また、救急車が不足する場合は、他消防機関の救急車の応援を要請する。

本部班は、道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県に対して防災ヘリコプターの出動を要請する。

■救助救急活動の原則

- ① 救助活動は、傷病者の救助・救護活動を最優先とし、消防部隊が相互に連携し効率的な組織活動を行う。
- ② 救急活動は、救命処置を優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- ③ 現場の市、医療機関、警察、その他の関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護にあたる。
- ④ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先して救助・救急活動を行う。
- ⑤ 延焼火災が少なく、同時に多数の救助救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。
- ⑥ 同時に小規模救助救急事象が発生した場合は、人命の危険度の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

第3 危険物災害の防止

1 危険物施設の応急措置

地震が発生した場合、危険物施設管理者及び危険物取扱者は次のような措置をとる。

消防局は、許可申請時や立入検査において、施設管理者及び危険物取扱者に対し地震が発生した場合の適切な応急措置について指導する。

■危険物施設の応急措置

- | | |
|------------------------|--------------|
| ① 危険物の取扱い作業及び運搬の緊急停止措置 | ② 施設の応急点検 |
| ③ 出火及び流出の防止 | ④ 災害発生時の応急活動 |
| ⑤ 警察、消防への通報 | |
| ⑥ 従業員及び周辺地域住民に対する避難、広報 | |

2 消防局の対応

消防局は、危険物施設の管理者から災害発生の通報を受けた場合、状況を調査して県に報告し、被害の拡大防止、消火活動、応急救護、住民広報、避難等必要な措置をとる。

ただし、被害の規模等により、対応が困難な場合は、必要により、警察及び関係機関等に協力を依頼する。

第4 消防団の活動

消防団は、消防局の指揮のもと、次の業務を行う。

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防局と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救出救助

第2の「2 救助活動」によるほか、地域の被害状況に応じて、住民と協力し救出活動を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

早期の災害情報の収集を行う。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

第7節 応急医療救護活動

〔方針・目標〕

- 保健センターに災害時医療救護マネジメントセンターを設置し、災害時応急医療救護活動の中心とする。
- 救護所設置予定施設に救護所を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して傷病者の受け入れを行う。
- 発災後3日目から避難所で被災者の医療を開始する。

項目	担当
第1 応急医療活動	医療対策班、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、埼玉県南西部消防局
第2 被災者等への医療	医療対策班、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会、朝霞地区薬剤師会、朝霞保健所

第1 応急医療活動

【資料編】 1-10 病院・救急診療所一覧

1 災害時医療救護マネジメントセンターの設置

医療対策班は、保健センター内に災害時医療救護マネジメントセンターを設置し、医療情報の収集、朝霞地区医師会等の医療関係団体、県等との連携を図る。

2 救護所の設置

医療対策班は、次の場所（敷地内）に救護所を設置し、医療用資器材、電源、テント等、応急医療に必要な資器材を搬送する。第二次医療機関の状況の確認を行う。

■救護所設置場所

- | | |
|----------|-------------|
| ① 地域防災拠点 | ② その他の必要な箇所 |
|----------|-------------|

■第二次救急医療機関

- | | | |
|----------------|----------|--------|
| ① TMGあさか医療センター | ② 朝霞厚生病院 | ③ 塩味病院 |
|----------------|----------|--------|

3 医療救護班の活動

(1) 医療救護班の派遣

医療対策班は、必要に応じ朝霞地区医師会に医療救護班の派遣を要請する。医療救護班のみでは対応できない場合は、医療対策班は、県に埼玉医療救護班の出動を要請する。

朝霞地区医師会は、「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、速やかに医療救護班の編成を行う。特に医療救護班の出動要請がない場合も、朝霞地区医師会長又は代理者が被害状況を判断し、必要と認められる場合には、医療救護班を出動する。この場合には、市災害対策本部に事後報告する。

(2) 救護所での医療活動

救護所での医療活動は、次のとおりである。

■救護所での医療活動

- ① 傷病者の応急手当
- ② 負傷者の傷害等の程度の選別（トリアージ）
- ③ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ④ 搬送困難な患者に対する医療の実施
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ その他必要な措置

(3) 埼玉DMATによる医療支援

埼玉DMATの活動内容については、次のとおりである。

■埼玉DMATの活動内容

- ① 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- ② 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- ③ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- ④ 他の医療従事者に対する医療支援
- ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な処置

4 医薬品、医療資器材等の確保

(1) 医薬品・医療資器材の確保

救護所では、市備蓄の医薬品、医療資器材及び医師が持参する医薬品を使用する。不足する場合、医療対策班は、朝霞地区薬剤師会、医薬品業者に要請する。

調達が困難な場合、医療対策班は、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。また、輸送については、県の物流オペレーションチームと連携する。

(2) 血液製剤等の確保

医療対策班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、日赤血液センターに要請する。また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

5 後方医療体制の確立

(1) 医療施設の確保

医療対策班は、重症者等を第二次救急医療機関に収容するよう要請する。収容が困難なときは、県内の災害拠点病院に要請する。

(2) 医療施設への搬送

医療対策班は、第二次救急医療機関等から災害拠点病院へ救急車で搬送する措置をとる。交通の状況により救急車で搬送が困難な場合は、県に防災ヘリコプター及び埼玉県ドクターヘリでの搬送を、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

■後方医療機関

- ① 第二次救急医療機関：TMGあさか医療センター、朝霞厚生病院、塩味病院
- ② 災害拠点病院
 - 基幹災害医療センター：埼玉医科大学総合医療センター
 - 地域災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構埼玉病院

第2 被災者等への医療

1 避難所等での医療、保健活動

医療対策班は、生活圈域単位に巡回医療班等を編成し、避難所、仮設住宅、自宅滞在者の医療、保健活動を実施する。

■医療保健活動の実施項目

避難所	① 避難所の保健医療活動運営 ② 避難者の健康管理及び処遇調整 ③ 栄養対策 ④ 食中毒予防対策 ⑤ 感染症予防対策 ⑥ こころのケア対策の検討及び実施 ⑦ エコノミークラス症候群予防対策・介護予防対策 ⑧ 保健、医療、福祉の情報提供（広報や健康教育） ⑨ 仮設住宅入居予定者の健康状況把握のための検討及び準備
仮設住宅	① 健康状態の把握 ② 健康支援及び安否確認 ③ こころのケア対策の検討、実施（相談、健康教育） ④ 入居者同士の交流支援 ⑤ 仮設住宅から自宅に移る者への支援
在宅者	① 要配慮者の医療の継続支援、生活再建の支援調整、安否確認 ② 健康相談（窓口・電話・訪問）の実施 ③ こころのケア対策の実施（避難所内容と同様） ④ 保健、医療、福祉の情報提供（広報や健康教育） ⑤ 健康状態把握（要フォロー者の医療等への継続支援調整） ⑥ 新たな交流やコミュニティづくりの支援

2 慢性疾患への対応

(1) 慢性疾患患者への対応

医療対策班は、慢性疾患をもつ被災者の医療確保と継続を支援するため、主治医との調整、医薬品の調達、巡回医療班との連携をとる。

(2) 人工透析患者への対応

医療対策班は、人工透析患者への医療を確保するため、人工透析患者の把握、透析可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

3 精神科救急医療の確保

医療対策班は、相談窓口や巡回医療班等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害のある人が認められた場合は、県内の精神科医療機関や臨床心理士の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第8節 水防・土砂災害対策

〔方針・目標〕

- 発災後 6 時間以内に河川堤防・護岸、水路等の被害調査を行い、応急復旧作業を開始する。
- 発災後 12 時間以内に崖地の被害状況等を収集して県に報告、12 日目からは応急的な復旧活動を実施する。降雨などにより危険がある場合は、避難の指示等を行う。

項 目	担 当
第1 水防対策	建設活動班、上下水道班、朝霞県土整備事務所、荒川上流河川事務所
第2 土砂災害対策	建設活動班、朝霞県土整備事務所

第1 水防対策

【資料編】 5－5 重要水防箇所・水位観測所

1 河川施設の応急対策

建設活動班及び各河川管理者は、堤防及び護岸の被害、障害物の状況等を調査し、応急排水や二次災害の防止措置等を講ずる。また、速やかに復旧計画をたてて、施設の復旧を図る。

2 水防活動

建設活動班、上下水道班は、降雨時に河川施設の被害箇所からの浸水被害を防ぐために、被害箇所及び重要な水防箇所を巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び県土整備事務所長に報告するとともに水防活動を開始する。

第2 土砂災害対策

【資料編】 5－4 土砂災害ハザードマップ

1 崖地の警戒・監視

建設活動班は、降雨時は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、速やかに関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。

2 崩壊箇所の応急対策

建設活動班は、崩壊した崖地の被害状況を確認し、必要に応じて、立入り禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所をビニールシート等により覆うなど当面の安全措置を講ずる。また、砂防ボランティア等の協力を得て、点検調査を行うとともに、安全措置を講ずる。

第9節 避難

〔方針・目標〕

- 地震発生時には、市は、施設の管理者、自主防災組織と連携して避難所の開設と避難者の受入れを行う。この場合、夜間、休日を含め、地域対応班が駆け付け、対応する体制をとる。
- 避難所の運営は、自主防災組織等が避難所運営組織を立ち上げ自主運営を原則とする。市職員や施設管理者はその支援を行う。
- 避難所運営では、要配慮者の専用スペースの設置、介護ボランティア等の支援を行う。また、公共施設に福祉避難所を開設するなど、要配慮者の生活に配慮した対策を行う。

項目	担当
第1 避難活動	本部班、財務・情報班、福祉班、医療対策班、教育班
第2 避難所の開設・運営	本部班、財務・情報班、市民班、福祉班、教育班、各施設の管理者
第3 在宅避難者等への対応	財務・情報班、市民班、医療対策班
第4 広域一時滞在対策	本部班、市民班

第1 避難活動

【資料編】 7-3 県及び放送事業者の避難情報発令時の情報提供・連絡先

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

市長をはじめとする避難指示等の発令権者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要であると認めるときは、避難を要する地域の高齢者等に対し、「高齢者等避難」を発令する。ただし、事態が切迫し、急を要するときは、避難指示を発令する。高齢者等避難はその対象地域の高齢者を含む障害者等の避難行動要支援者に対し早期に避難する事を促すものである。「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。なお、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の住民等に対し、「緊急安全確保」を発令することができる。

■避難指示等発令の目安

- ① 延焼火災が拡大し、又は拡大のおそれがあるとき
- ② 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- ③ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
- ④ がけ崩れ等の発生により建物等が被災するおそれがあるとき
- ⑤ 堤防等が破損し、浸水等のおそれがあるとき
- ⑥ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

■避難指示等の発令権者及び要件

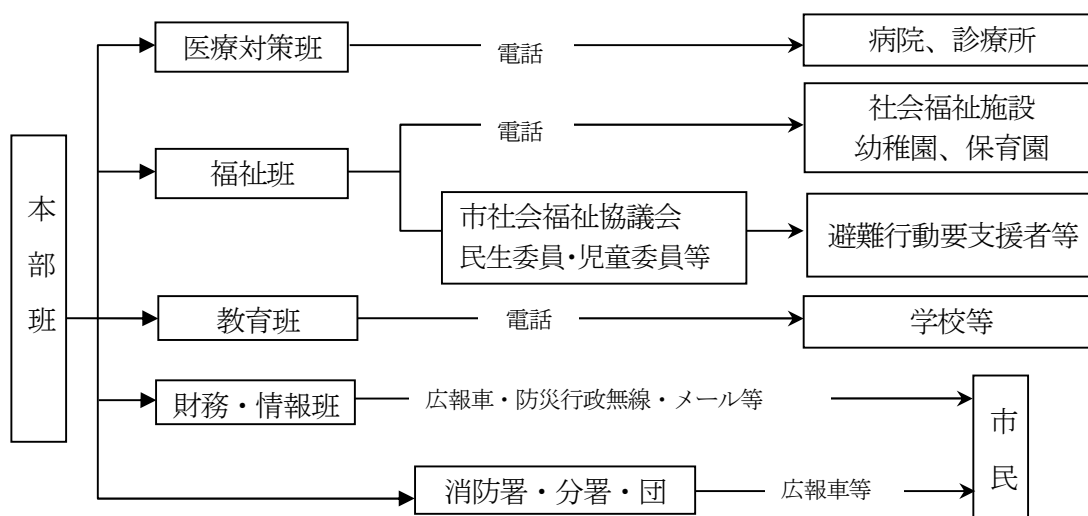
発令権者 (権限の種類)	避難指示等を行う要件	根拠法令
市長 (避難指示等)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条
知事 (避難指示等)	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条
警察官 (避難指示等)	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき	災害対策基本法 第61条
	○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官(指示)	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいな	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員(指示)	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
水防管理者(指示)	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達経路は次のとおりとする。

本部班は、各部及び関係機関に避難指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難指示等の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象区域の人口等を速やかに報告する。



■避難指示等の伝達経路

(3) 解除

市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導

災害の規模、状況に応じて、負傷者、要配慮者を優先して、避難場所へ誘導する。

■避難誘導者

誘導対象	避難誘導担当者
在宅者等	消防局、警察官、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団及びその他の地域防災の担い手等
市施設の利用者	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等
公共交通機関の利用者	施設管理者及び乗務員

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、自主防災組織及び民生委員・児童委員など、地域で協力・連携し、支援する。

ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な者については、福祉班が準備した車両で避難させるよう努める。

(3) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

3 広域避難

市長は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法第61条の4による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村または県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

4 警戒区域の設定

市長をはじめとする警戒区域の設定権者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるなどの措置を講じる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防局長 又は 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員 又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長・団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第14条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第2 避難所の開設・運営

- 【資料編】 7-1 避難場所等一覧
9-5 避難所運営のための様式

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

強い地震により被害が発生した場合には、避難所に指定されている施設の管理者が、可能な限り自主的に避難所を開設する。

本部班は、被害の発生状況に応じて避難所の開設を決定し、教育班、福祉班、市民班に避難所開設を指示する。開設する避難所は指定避難所を選定するが、不足する場合は総合体育館、中央公民館・コミュニティセンターを一時的な避難場所として開設する。なお、避難所の開設にあたっては、施設の管理者に連絡をとる。

休日・夜間時に地震が発生した場合には、地域対応班が震度に応じて参集し、当面の避難所担当職員として避難所開設の準備を行う。

なお、地域防災拠点では、地域対応班は、地域の避難状況・被害状況の把握・報告、避難行動要支援者の安否確認・避難状況把握、市民への広報、物資の需要把握等、あらかじめ定められた活動を行う。

(2) 避難所の開設状況等の周知

財務・情報班は、埼玉県災害オペレーションシステムに避難所の開設状況を入力し、データ放送、FM放送等で市民等に周知する。また、避難所担当職員・地域対応班等が「VACANMaps」に入力した避難所の混雑状況を市民等に情報提供する。

(3) 避難施設の確認

避難所担当職員・地域対応班は、施設の管理者等と協力し、避難所施設の状況を確認する。避難所が施設損壊により危険な場合には、立ち入り禁止の表示をし、地域住民の協力を得る。必要に応じて、他の避難場所への誘導を行う。

(4) 災害対策本部への連絡

避難所担当職員・地域対応班は、避難所や避難者の状況を電話又は防災行政無線により災害対策本部へ連絡する。

財務・情報班は、本部で受けた避難情報を取りまとめる。

2 避難所の運営

(1) 避難所運営組織

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。

自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織をつくり、自主的な運営を行う。避難所担当職員・地域対応班は、避難所自主運営組織の確立やボランティア等との調整を行う。

■避難所運営の役割分担

避難所自主運営組織	避難所担当職員・地域対応班
① 運営方法等の決定	① 災害対策本部との連絡
② 生活ルールの作成	② 広報
③ 避難者カード・名簿の作成	③ 施設管理者、ボランティア等との調整
④ 市からの連絡事項の伝達	④ 避難所運営記録
⑤ 食料・物資の配給	⑤ 避難者カード・名簿のとりまとめ
⑥ ボランティア等との調整	
⑦ 避難者の要望等のとりまとめ	

特に、男女双方の視点が運営ルール等に反映され、男女のニーズの違いが十分配慮された避難者支援が行われるよう、避難所自主運営組織の役員及び避難所担当職員・地域対応班には、それぞれ女性も配置されることに努める。

(2) 避難者の把握

避難所担当職員は、避難所自主運営組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。また、自主防災組織と協力して、避難所施設以外の在宅避難者の把握も行う。

(3) ボランティアへの協力要請

避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し等にボランティアの協力を得る。避難所担当職員は、必要に応じてボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

(4) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(5) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、本部へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。

財務・情報班は、避難所に関する情報をとりまとめる。本部班は、定期的に避難者収容状況を県に報告する。

3 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを用途に応じて配置する。また、生活スペース等は家族単位を原則とするが、その他のスペースは男女別に確保するように努め、特にトイレについては安全性等に配慮する。

■スペース例

① 生活スペース	② 休憩スペース	③ 更衣スペース
④ 洗面・洗濯スペース	⑤ 救護所スペース	⑥ 物資保管スペース
⑦ 配膳・配給スペース	⑧ 駐車スペース	⑨ トイレ
⑩ 避難所事務室	⑪ 授乳室	⑫ 育児室
⑬ 福祉避難室	⑭ ペット専用スペース	

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。不足の設備、備品は市民班が確保に努める。

■避難所の設備（例）

① 暖房器具	② 冷房器具	③ 扇風機	④ 仮設トイレ
⑤ 公衆電話	⑥ 給湯設備	⑦ 掲示板	⑧ 間仕切り
⑨ 食器、調理器具	⑩ 清掃用具	⑪ 洗濯機、物干し	
⑫ 畳・マット	⑬ 段ボールベッド等の簡易ベッド		
⑭ 仮設風呂・シャワー	⑮ テレビ・ラジオ・情報通信機器（インターネット）		

4 生活の支援

(1) 食料・物資の供給

避難所担当職員は、必要な食料等を市民班に要請する。市民班は要請に応じ、本部班と連携して協定業者等に必要な食料等の供給を依頼する。避難者への配布は、避難所自主運営組織が実施する。

食料配布の際は、食物アレルギーの避難者のために原材料表示や献立表の掲示等を行う。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自主運営組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生及び感染症対策を行い、居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

(3) 入浴支援

市民班は、公共施設や自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設を確保し、被災者に対し入浴サービスを提供する。

5 女性や要配慮者、多様な人々への配慮

(1) 避難所での対策

避難所運営において、高齢者、障害のある人、女性、子ども、外国人等の要配慮者、性的マイノリティなど多様な人々に対し、次のとおり配慮する。

- ① 要配慮者をはじめとした避難者のニーズの把握に努め、避難所の運営に反映する。また、障害のある人については、障害の状況によって支援内容が異なることから、必要な支援内容についての個別の確認を行う。
- ② 避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、間仕切りの設置など避難者のプライバシーの保護にも配慮する。
- ③ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、避難者の健康状態を十分把握し、メンタルケアを含めた対応を行う。
- ④ 要介護高齢者、障害のある方、妊産婦等の専用スペース（福祉避難室）を設けるなどの特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、手話通訳者、ホームヘルパー、介護ボランティアの確保、派遣等の必要な措置をとる。
- ⑤ 外国人の避難者には、外国語の表示や通訳を確保する。
- ⑥ 女性や子育て家庭のニーズに配慮し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、女性相談員の配置、防犯対策などを講じる。

(2) 福祉避難所の開設

福祉班は、要介護高齢者、障害のある方の状況等により必要な場合は、災害協定を締結している社会福祉施設等に福祉避難所を開設して受入れを行う。

(3) 車中泊避難スペースの確保

本部班は、災害協定を締結する事業者等の協力を得て車中泊避難スペースを確保する。

第3 在宅避難者等への対応

市は、市の避難所以外の自宅、車中泊等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

- (1) 市民班は、自治会・町内会、自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。

財務・情報班は、在宅避難者に関する情報提供内容を安否情報システムで管理する。

- (2) 市民班及び医療対策班は、避難所を各地区の在宅避難者の支援拠点とし、食料及び生活必需品の供給、保健師による巡回健康相談等の実施に努める。また、医療対策班は、車中泊の避難者に対し、深部静脈血栓（エコノミークラス症候群）の発症を防止するための保健指導を行う。

第4 広域一時滞在対策

災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

1 広域一時滞在の要請

市長（本部班）は、県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合、市民班は、避難先となる市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

2 広域一時滞在の受入れ

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾し、一時滞在用の公共施設等を提供する。

第10節 災害警備活動・交通規制

〔方針・目標〕

- 避難後の被災地や避難所における放火、盗難等の防犯のため、警察、自主防災組織と連携して警戒巡視や避難所での警備を強化する。

項目	担当
第1 警察の災害警備	朝霞警察署
第2 被災地の警備	市民班、朝霞警察署
第3 交通規制	朝霞警察署

第1 警察の災害警備

警察は、県内に大規模な地震が発生した場合は、警察本部長を長とする埼玉県警察震災警備本部及び警察署長を長とする警察署震災警備本部をそれぞれ設置する。

朝霞警察署は、大規模地震発生時の警備活動を円滑に行うため、必要に応じて市や関係機関と連携する。また、朝霞警察署の被災時は、市長が特に認めた施設を代替施設として使用するものとする。

■警察の警備活動

- ① 情報の収集
- ② 被害の実態の把握
- ③ 被災地域居住者等の避難所への避難誘導
- ④ 危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助
- ⑤ 交通の混乱防止のための交通規制措置並びに避難誘導路、緊急交通路の確保
- ⑥ 行方不明者の捜索及び死体の見分、検視（見分）
- ⑦ 被災地及び避難所の警戒
- ⑧ 各種犯罪の予防検挙
- ⑨ 食料倉庫、救助物資集積所等の警戒
- ⑩ 防災関係機関との連絡協調
- ⑪ その他必要な警察活動

第2 被災地の警備

1 被災地の警備

自主防災組織・自治会・町内会は、自らの居住区域の警戒巡視を行い、火災、盗難等を防止する。

2 避難所の警備

市民班は、避難所の防犯対策を実施する。避難所担当職員は、避難所自主運営組織と連携して、避難所内における火災の防止や防犯に努めるようにする。

第3 交通規制

- 【資料編】 8-3 災害対策基本法に基づく交通規制表示
8-4 市内の特殊通行規制区間

1 大地震発生後の交通規制

大地震発生後は、緊急輸送車両等の通行する道路（以下「緊急交通路」という。）を確保するため、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署においては、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、以下の交通規制を行うこととなっている。

(1) 交通規制の内容

- ① 第1次交通規制（高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長の命により行う交通規制）

緊急交通路を確保し、大震災発生と同時に災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、次により交通規制等の措置及び緊急通行車両の確認事務を実施する。

ア 第1次緊急交通路の確保

- (ア) 高速隊長は、次に掲げる高速自動車国道及び自動車専用道路を第1次の緊急交通路として確保する。

- | | |
|------------|--------------|
| ○ 常磐自動車道 | ○ 首都高速池袋線 |
| ○ 東北自動車道 | ○ 首都高速川口線 |
| ○ 関越自動車道 | ○ 首都高速三郷線 |
| ○ 東京外環自動車道 | ○ 首都高速埼玉大宮線 |
| ○ 首都圏中央連絡道 | ○ 首都高速埼玉新都心線 |

- (イ) 次に掲げる一般道路の区間を管轄する警察署長は、当該区間を第1次の緊急交通路として確保する。

- 国道4号線都県境谷塚陸橋から下間久里陸橋までの間
- 国道4号バイパス下間久里陸橋から茨城県境までの間
- 国道17号線都県境戸田橋から箕田交差点までの間
- 国道17号線四拾坂下交差点から群馬県境までの間
- 国道254号線都県境東埼橋から志賀交差点までの間
- 国道254号小川バイパス志賀交差点から金勝山交差点までの間
- 国道254号線金勝山交差点から群馬県境までの間

イ 路線規制及び地域規制

警察署長は、管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、管轄区域内において、道路と区間を指定（以下「路線規制」という。）又は地域の範囲を指定（以下「地域規制」という。）して交通規制を実施する。

- ② 第2次交通規制（県警備本部長の命による交通規制）

県警備本部長は、第1次交通規制実施後、災害の規模及び被害の状況に応じて新たに交通規制又は既に実施中の交通規制の拡大、縮小、解除等の変更が必要と認めるときは、次により第2次交通規制を実施する。

ア 路線規制及び地域規制の実施

被災状況等から新たに必要となった交通規制並びに県警備本部長において必要と認められた交通規制について、路線規制又は地域規制を実施する。

イ 第2次緊急交通路の確保

第1次交通規制で確保した第1次緊急交通路のほか、更に災害応急対策上緊急交通路を確保する必要があるときは、次に掲げる道路を第2次緊急交通路として指定する。

- (ア) 第2次緊急交通路の指定路線

- 国道122号線都県境新荒川大橋から加倉北交差点までの間
- 国道122号バイパス加倉北交差点から閩戸交差点までの間

- 国道122号線閩戸交差点から群馬県境までの間
- 国道17号線線大宮バイパス都県境笹目橋から宮前インターまでの間

(イ) 指定路線以外の道路の指定

被災状況及び災害応急対策上の必要から、緊急交通路以外の道路を緊急交通路として指定するときは、埼玉県地域防災計画に定める緊急輸送道路の中から指定する。

③ 都県境規制

緊急交通路を確保するとともに、県内及び都内の被災状況等に応じた交通管理を実施するため、次に掲げる交差点において、都内の交通規制を勘案し、県内又は都内への流出入規制を実施する。

ア 第1次交通規制実施時

- 国道4号線谷塚仲町交差点
- 国道17号線川岸1丁目交差点
- 国道254号線和光陸橋下交差点

イ 第2次交通規制実施時

第2次交通規制実施時においては、前記アのほか次に掲げる交差点においても、流出入規制を実施する。

- 国道122号線本町ロータリー交差点
- 国道17号線新大宮バイパス早瀬交差点

④ 緊急通行車両等の確認及び交通検問所の設置

緊急通行車両等の確認並びに確認証明書及び確認標章の交付については、各警察署において実施するほか、次に掲げる料金所等に交通検問所を設置して実施する。

ア 第1次交通規制実施時の交通検問所

(ア) 高速道路等

- 常磐自動車道三郷料金所
- 東北自動車道浦和料金所
- 関越自動車道新座料金所

(イ) 一般道路

- 国道4号線谷塚仲町交差点及び庄和インター
- 国道17号線川岸1丁目交差点及び吉野町インター
- 国道254号線和光陸橋下交差点及び新宿北交差点

イ 第2次交通規制実施時の交通検問所

第2次交通規制実施においては、前記アのほか、次に掲げる交差点においても緊急通行車両等の確認等を行う。

- 国道122号線本町ロータリー交差点及び加倉南交差点
- 国道17号線新大宮バイパス早瀬交差点及び三橋5丁目交差点

ウ その他の道路の交通検問所

その他の道路を緊急交通路として指定する場合の交通検問所は、県警備本部長が指定する。

(2) 広域交通規制に関する通報連絡

交通規制を実施した場合は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を通報・連絡する。解除の場合も同様とする。

2 直下地震に対応する交通規制措置

直下型地震（被害地域が局地的な地震）が発生した場合の交通規制は、前記1（1）に準じるほか次により実施することとなっている。

(1) 第1次交通規制

第1次緊急交通路を確保するため、高速隊長は次に掲げるインターチェンジ及び首都高速道路の本線出口において、下り線を通行する緊急通行車両等以外の通行車両を本線から一般道路へ誘導排除する交通規制を実施する。また、警察署長にあっては、緊急通行車両等以外の車両を緊急交通路から交差する道路へ誘導排除するための車両通行禁止の措置を実施する。

- 関越自動車道所沢インター
- 首都圏中央自動車道入間インター
- 首都高速道路三郷線八潮南出口
- 首都高速道路川口線新郷出口
- 首都高速道路池袋線戸田南出口

(2) 第2次交通規制

高速隊長及び警察署長は、前記1（1）②により、県警備本部長の命により第2次緊急交通路その他緊急交通路として指定された道路確保のための交通規制を実施する。

(3) 都県境規制

前記1（1）③により実施するほか、県警備本部長が必要に応じてその都度指定する実施場所により交通規制を実施する。

(4) 交通検問所の設置

交通検問所は、前記1（1）④に掲げる高速道路等料金所及び交差点のほか、次の地点に設置する。

- ① 第1次交通規制実施時
 - ・ 国道4号バイパス菱沼交差点
 - ・ 国道17号線若泉2丁目交差点、国道17号バイパス上之南交差点
 - ・ 国道254号線吉田林交差点、国道254号バイパス上唐子北交差点
- ② 第2次交通規制実施時
 - ・ 国道122号線昭和橋交差点

(5) その他の交通規制

県警備本部長は、被災状況、災害応急対策状況及び交通規制状況に応じ、高速隊長及び警察署長に対し、次の措置を講じさせるとともに、必要により関係都県警察に対しても、交通量削減のため、協力を要請する。

- ① 高速隊長
 - 高速道路等の出口から被災地方面へ向かう交通量削減措置
- ② 警察署長
 - 管轄区域内の主要幹線道路（一般国道、主要地方道、県道等）において、被災地方面へ向かう交通量削減措置

第11節 緊急輸送・燃料確保

〔方針・目標〕

- 発災直後の傷病者の搬送、緊急物資の輸送は、ヘリコプターを中心とした輸送によるものとし、6時間以内にはヘリコプター臨時離着陸場を開設する。
- 発災後2時間以内に市道主要路線の被害状況を把握し応急復旧作業を開始、24時間以内に緊急輸送道路として通行可能となるようにする。
- 発災後24時間以内に、燃料供給協力業者に連絡して供給体制を確保する。

項目	担当
第1 緊急通行車両の確認	管財班、県、朝霞警察署
第2 緊急輸送路の確保	建設活動班、朝霞県土整備事務所、朝霞警察署
第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設	本部班、教育班、自衛隊
第4 緊急輸送	管財班、本部班
第5 燃料の確保	管財班

第1 緊急通行車両の確認

- 【資料編】 8-2 緊急通行車両標章
 9-7 緊急通行車両申出書
 9-8 規制除外車両確認申出書

1 申請の手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び確認証明書の交付）を行う。

管財班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を公安委員会に提出する。公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両標章及び確認証明書を交付する。

交付された緊急通行車両標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は、当該車両に備えつける。

2 緊急通行車両の事前申出について

県公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前申出を受理している。

管財班は申出済み車両に、交付を受けている緊急通行車両確認標章・証明書を配備する。

第2 緊急輸送路の確保

- 【資料編】 8-1 市の緊急輸送道路

1 緊急輸送路の確保

建設活動班は、主要な市道について被災状況を把握し、応急復旧作業を行う。

また、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、国が整備した荒川右岸の

緊急河川敷道路及び船着場を利活用する。

道路管理者は、警察と連携して、緊急輸送道路の状況を把握し、状況に応じて点検・応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、建設活動班は、道路の通行禁止、制限等の対策を実施し、緊急輸送道路の状況を警察署及び各部へ伝える。

2 緊急輸送路に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市内の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

また、建設活動班は、市の緊急輸送道路について、被害の状況等により必要に応じて、交通規制の実施を警察に依頼する。

■緊急輸送道路

県 指 定	① 一般国道254号 ② 一般県道東京朝霞線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点）～新座市境 ③ 主要地方道保谷志木線：市内全線 ④ 一般県道新座和光線：朝霞市膝折町（保谷志木線との交差点）～朝霞市膝折町（朝霞蕨線との交差点） ⑤ 一般県道和光志木線：志木市境～朝霞市北原（武蔵野線が「ト」下付近の交差点） ⑥ 主要地方道朝霞蕨線：朝霞市役所～朝霞市幸町（国道254号との交差点） ⑦ 市道8号線：朝霞市幸町（新座和光線との交差点～朝霞市役所前交差点）
市 指 定	① 主要地方道朝霞蕨線：市中部の地域防災拠点と朝霞クリーンセンターを結ぶ南北連絡路 ② 一般県道和光志木線：市北西部～市中部の地域防災拠点を結ぶ連絡路 ③ 一般県道ふじみ野朝霞線：内間木支所、第三小学校への連絡路及び市北部の東西連絡路 ④ 市道1号線：溝沼市民センターへの連絡路及び市中部における東西連絡路 ⑤ 市道2号線：国道254号と主要地方道朝霞蕨線を結ぶ南北連絡路 ⑥ 市道7号線：国道254号との交点から主要地方道朝霞蕨線との交点 ⑦ 市道8号線：市中部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑧ 市道9号線：市西部の地域防災拠点を結ぶ南北連絡路 ⑨ 市道22号線：第九小学校への連絡路

3 放置車両等の移動

建設活動班は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、国土交通大臣又は県知事から指示を受けたとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

本部班は、県からの指示があった場合、若しくは航空輸送が必要と判断した場合、ヘリコプター臨時離着陸場の開設を決定し、教育班へ離着陸場周辺の被災状況の把握を指示する。

教育班は、ヘリコプター臨時離着陸場の開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、本部班に伝え、開設作業等について自衛隊等に協力する。

ヘリコプター臨時離着陸場は、次の候補地とする。

■ヘリコプター臨時離着陸場候補地

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①朝霞中央公園陸上競技場 | ②東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2 |
|--------------|--------------------|

第4 緊急輸送

1 車両の確保

(1) 市有車両の確保・配車

管財班は、市有車両を管理し、災害時の配車計画に基づき、各班からの配車要請を踏まえて配車を行う。

(2) 車両の確保

管財班は、市有車両では不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。なお、借上方式で調達した車両は、市有車両と同様に災害時の配車計画に組み込むものとする。

また、災害応急対策の実施のため緊急を要する場合は、災害対策基本法第86条の14及び第86条の18の規定を活用し、運送事業者である指定公共機関（日本通運(株)など）又は指定地方公共機関（県トラック協会、県バス協会）への運送要請を県に依頼する。この場合、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して運送を要請する。

2 その他の輸送手段の確保

(1) 鉄道の輸送

本部班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(2) 航空輸送

本部班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

3 緊急輸送

(1) 緊急輸送の範囲

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

■緊急輸送の範囲

第1 段階	① 救助・応急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防活動等の災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 初動の応急対策に必要な人員、物資 ④ 医療機関へ搬送する傷病者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通対策等に必要な人員、物資
第2 段階	上記に加え ① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3 段階	上記に加え ① 災害復旧に必要な人員、物資 ② 生活必需品

(2) 緊急輸送の実施

各担当班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、本部班と連携し、車両等の手配を行い、緊急輸送を実施する。

輸送を依頼する場合には、交通情報に注意し、なるべく使用可能な路線を通知するよう努める。

第5 燃料の確保

管財班は、市有車両、借上車両などに必要な燃料を、災害協定を締結した燃料供給協力業者から調達し、優先給油を受けられる給油所を各車両に伝達する。

また、災害対策や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合、災害協定を締結した燃料供給協力業者に石油燃料及びガス燃料の供給をそれぞれ要請する。

必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及びあっせんを要請する。

第12節 給水、食料・生活必需品の供給

〔方針・目標〕

- 発災から24時間以内に給水資機材、車両を確保し、応急給水を開始する。その後、全国からの応援を受け給水活動の充実を図る。
- 災害発生当初の食料、生活必需品は、①市民等の家庭内備蓄、②市の備蓄、③県の備蓄の順に充当することを基本とし、その後は食料販売業者、自衛隊の炊き出し等で供給する。
- 発災後、全国に救援物資の要請を行うが、原則として、自治体、企業、団体からの物資のみを受け入れる。

項目	担当
第1 飲料水の供給	上下水道班
第2 食料の供給	本部班、職員班、市民班、教育班
第3 生活必需品の供給	本部班、市民班、教育班
第4 救援物資の受入れ・管理	市民班

第1 飲料水の供給

【資料編】 6-1 応急給水所開設場所一覧

6-2 小中学校受水槽施設一覧

1 被災状況等の把握

上下水道班は、水道施設の被災状況、断水の状況、避難所、病院等の情報を収集し、給水需要を把握する。

2 応急給水実施計画等の作成

(1) 応急給水実施計画等の作成

上下水道班は、被災状況等の情報に基づき次のような応急給水実施計画を作成する。

■ 応急給水実施計画等の事項

給水方法	○給水拠点への運搬給水（給水車） ○泉水浄水場及び岡浄水場での応急給水 ○第5号及び第10号取水井での応急給水 ○県水送水管からの応急給水 ○東京都水道局朝霞浄水場での応急給水	
給水拠点	○地域防災拠点（各小学校）	○避難所等
応急給水 配備表	○輸送ルート ○給水場所の人員配置	○給水実施期間
応援要請	○朝霞市指定給水装置工事業業者 ○東京都水道局朝霞浄水場 ○自衛隊	○日本水道協会埼玉県支部 ○埼玉県災害対策本部給水部 ○災害応援協定締結先 等

(2) 資機材、車両の確保

上下水道班は、応急給水用資機材及び給水車等の車両を日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者、災害応援協定締結先等に要請し確保する。

(3) 給水所（拠点）の周知・広報

給水所を開設したときは、市民に対する周知事項をとりまとめ、財務・情報班に広報を依頼する。

3 応急給水

(1) 優先給水

上下水道班は、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

(2) 給水活動

上下水道班は、浄水場から給水拠点まで給水車等で運搬するとともに、浄水場及び第5号及び第10号取水井に応急給水所を設置する。

給水拠点では、市民自らが持参したプラスチック製タンク、バケツ等に給水する。また、給水拠点は、原則として地域防災拠点である小学校の校庭とする。復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～20日	21日～復旧まで
目標応急給水水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	備蓄飲料水の配布、給水拠点への運搬給水、浄水場及び第5号及び第10号取水井での応急給水	給水拠点への運搬給水、浄水場、第5号及び第10号取水井、県水送水管での応急給水	一部は復旧した水道管での給水、その他は左記の給水の継続	順次本給水に移行

4 給水施設等の応急復旧

上下水道班は、給水施設等の応急復旧を概ね以下のとおり行う。

(1) 給水活動被害箇所の調査と応急復旧

朝霞市指定給水装置工事事業者、日本水道協会埼玉県支部及び災害応援協定締結先との連携により、給水施設等の被害状況の調査及び応急復旧工事を行う。

(2) 技術者、資材の調達要請

応急、復旧工事の技術者、復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対して調達あっせんを要請する。

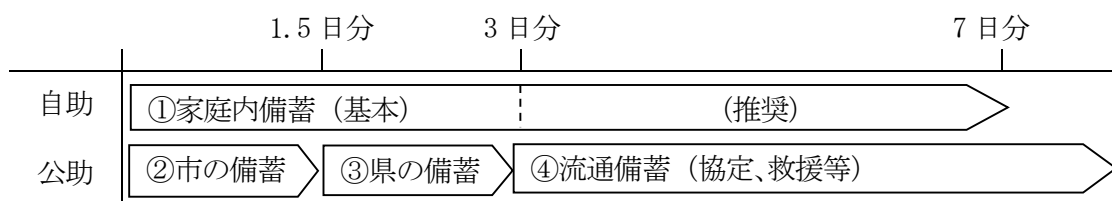
第2 食料の供給

- 【資料編】 3-3 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
 4 災害協定・覚書一覧
 6-3 防災備蓄倉庫一覧
 9-6 物資食料管理表

1 備蓄食料の供給

地震発生直後は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した食料を充てる。
 また、避難所担当職員は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じて避難者へ供給する。

■物資確保の役割区分



2 食料の確保

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき、避難所に收容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ④ 災害応急活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外）
- ⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が可能なくなった人
- ⑥ 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人

(2) 需要の把握

市民班は、避難所等の被災者、職員、応援部隊等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。

(3) 食料の確保

市民班は、本部班と連携し、需要に基づき食品販売業者からの調達、県への要請、自衛隊への炊き出し要請により食料を確保する。確保すべき食品は、要配慮者やアレルギーに配慮した品目になるようにする。

(4) 政府所有の米穀の調達

県との通信等が途絶し、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は、農林水産省農産局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき応急用米穀の緊急引渡を要請し、確保する。

市民班は、これらの調達手続きを行う。

3 食料の供給

(1) 食料の輸送

市民班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に要請する。

食料の集積拠点は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館とする。市民班は、集積拠点にて施設を管理する教育班と協力して食料等の物資の仕分け・管理を行う。

(2) 食料の分配

避難所担当職員は、避難所にて避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により避難者へ食料を分配する。市民班は職員へ食料を分配し、職員班は災害現場、庁内等で活動する災害協定等により応援派遣された者に食料を分配する。

(3) 炊き出し

炊き出しにて食料を供給する場合、市民班は、学校給食課のほか、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織等に要請する。

また、市民班は、避難者自ら避難所等において炊き出しを実施する意向がある場合は、必要な食料や資機材を準備する。

(4) 食料の管理

市民班は、集積拠点、避難所等における食料の管理を行い、受入れ、供給の状況を物資・食料管理表に記録する。また、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。

避難所担当職員は、避難者等への食料と災害応急活動従事者への食料を明確に区分して記録する。

本部班は、炊き出し、食品の配分、その他食品の供給したとき（県の協力を得て実施した場合を含む）は、実施状況を速やかに県に報告するものとする。

第3 生活必需品の供給

- 【資料編】 4 災害協定・覚書一覧
 6-3 防災備蓄倉庫一覧
 9-6 物資食料管理表

1 備蓄品の供給

地震発生直後は、原則として、市民、事業所自らが備蓄した物資を充てる。

また、避難所担当職員は、地震発生直後に避難所において毛布等の備蓄物資を供給する。

2 生活必需品の確保

(1) 生活必需品供給の対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりであり、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品供給の対象者

- | |
|--|
| ① 災害により住家に被害を受けた人
② 被服、寝具、その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
③ 被服、寝具、その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人 |
|--|

(2) 生活必需品の需要の把握

生活必需品の必要量の把握は、食料と同様に行い、市民班が総括する。

(3) 生活必需品の調達

市民班は、協定業者等へ物資供給を依頼する。協定業者だけでは不足するときは、県、又は近隣市に対して物資の供給を依頼する。

3 生活必需品の確保

(1) 生活必需品の輸送

市民班は、物資調達業者が輸送困難なときは、生活必需品の輸送を輸送業者に要請する。輸送方法は食料と同じとする。

(2) 生活必需品の保管

調達した生活必需品の保管が必要なときは、朝霞中央公園野球場及び総合体育館を集積拠点とする。集積拠点では、市民班が施設を管理する教育班と協力して生活必需品等の物資の仕分け・管理を行う。

(3) 生活必需品の分配

避難所担当職員は、避難所において、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに搬送された物資を避難者に分配する。

第4 救援物資の受入れ・管理

1 救援物資の取扱い

救援物資は、個人からは受け入れないことを原則とする。市民班は、公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要ときに供給を要請する。

2 救援物資の受入れ・管理

市民班は、朝霞中央公園野球場及び総合体育館に集積拠点を開設し、救援物資の受入れ・管理・分配を行う。

3 物流オペレーションチームとの連携

大規模災害時に他の自治体などから送られてくる救援物資を効率よく仕分け・配送する国の物資調達・輸送調整等支援システムを稼働させるため、県に物流オペレーションチームが編成された場合、市民班は同チームと連携し、救援物資等に関する情報の一元管理、支援物資の受入れ及び配送の調整に協力する。

第13節 帰宅困難者の支援

〔方針・目標〕

- 発災から3時間以内に帰宅困難者情報支援ステーションを出張所に開設し、帰宅情報の提供を行う。
- 必要がある場合は、一斉帰宅抑制の呼びかけや帰宅困難者のための一時滞在施設を提供するとともに、食料、飲料水、毛布等を提供する。

項目	担当
第1 情報の提供	市民班、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社
第2 帰宅活動への支援	市民班
第3 一時滞在施設の提供	市民班

第1 情報の提供

市民班は、帰宅困難者情報支援ステーションを朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に設置し、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社と連携して、主に駅利用の帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制の呼びかけ、交通情報、被害状況等の情報提供を行う。

市民班は、帰宅困難者の情報を本部に報告するとともに、必要に応じて市内の学校、企業等へ生徒、従業員、利用客等の一斉帰宅を抑制するため、施設内での一時待機を要請する。

第2 帰宅活動への支援

市民班は、帰宅活動を支援するために、駅等で飲料水、食料、地図の配布などを可能な限り行う。

また、県を通じて、災害協定に基づく災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）でのトイレの利用及び一時休憩所の提供開始を要請する。

なお、県が市内に代替輸送の発着所を設置した場合は、医療対策班と連携して救護所等の設置に努める。

第3 一時滞在施設の提供

市民班は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、食料、飲料水、毛布等を配付する。また、利用者に対し、定期的に交通機関等の情報を提供する。

なお、一時滞在施設を開設した場合は、その利用状況等を本部に報告する。

その他、状況に応じて災害協定を締結する宿泊施設を一時滞在施設として確保する。

■一時滞在施設開設予定施設

①市民会館

②産業文化センター

③リサイクルプラザ

第14節 遺体の取扱い

〔方針・目標〕

- 発災後3時間以内に遺体安置所を設置し、警察、医師会等との連携により遺体の検視（見分）、検案を行い、検視、検案を終えた遺体を安置する。

項目	担当
第1 行方不明者の搜索	市民班、埼玉県南西部消防局、朝霞市消防団、朝霞警察署、自衛隊
第2 遺体の処理・収容	市民班、朝霞警察署、朝霞地区医師会、朝霞地区歯科医師会
第3 遺体の埋火葬	市民班

第1 行方不明者の搜索

【資料編】9-9 要搜索者名簿

1 行方不明者の搜索

本部長は、消防・警察・自衛隊等の関係機関の協力により搜索チームを編成し、警察又は市民班より入手する要搜索者名簿に基づき搜索活動を行う。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

2 行方不明者情報の収集

市民班は、臨時相談窓口（市役所）で行方不明者等の問い合わせに対応し、避難所・被災現場等での情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、朝霞警察署、消防局に提出し密接に連携をとる。

第2 遺体の処理・収容

【資料編】9-10 遺体処理票

9-11 遺留品処理票

1 遺体の収容

遺体の収容は、搜索チームにより行う。収容した遺体は、遺体安置所に搬送する。

2 遺体の安置所の設置

市民班は、遺体の検視、検案等の遺体の処理、安置を行うため、朝霞市斎場に遺体安置所を開設する。

3 遺体の処理

(1) 遺体の検視（見分）

警察署は、朝霞地区医師会等の協力のもと、死体取扱規則（国家公安委員会規則4号）等に基づき遺体の検視（見分）、検案を行う。検視（見分）、検案を終えた遺体は、市民班が朝霞市斎場に搬送する。

(2) 遺体の処理

市民班は、朝霞地区医師会等に対し、遺体の検案、洗浄、縫合消毒等の処理を要請する。災害

救助法が適用された場合には、県の協定に基づき日赤救護班が行う。

(3) 身元の確認

警察署は、遺体の身元確認を行う。身元不明の遺体は、所持品、着衣、人相、特徴等撮影、記録など身元確認を容易にする措置をとり、市長に引き継ぐ。

市民班は、警察から身元不明の遺体の引き継ぎを受けた場合、資料をもとに、身元不明者の問い合わせに対応する。

4 遺体の安置

(1) 納棺用品等の調達

市民班は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

(2) 遺体の安置

市民班は、遺体を安置し、一時保存、遺留品等の整理を行う。身元が判明した遺体は遺族に引き渡す。

(3) 漂着遺体等の取扱い

市民班は、漂着遺体等を次のように処理する。

- ① 遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市区町村長に引き渡す。
- ② 遺体の身元が判明しない場合は、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。ただし、災害救助法が適用された市区町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市区町村に引き渡す。

なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

第3 遺体の埋火葬

1 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民班は、市役所・支所・出張所等で埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

市民班は、近隣の火葬場を確保し、遺体を火葬する。遺体が多数のため、処理できないときは、近隣の火葬場又は協定締結市に火葬を依頼する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 埋火葬の調整・あっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬儀業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市民班は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

2 遺骨の保存

市民班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、福祉班に引き渡し、納骨堂等に保管する。

遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺体及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。

なお、外国人の埋葬を行うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第15節 環境衛生

〔方針・目標〕

- 避難所に備蓄の仮設トイレの設置を24時間以内に開始する。また、被災に伴い断水した地域に仮設トイレを5日以内に設置することを目標とする。
- 発災後3日以内に一般廃棄物の収集、処理を開始する。また、震災廃棄物についても14日以内に集積拠点を開設し処理にあたる。
- ペットは、飼養者が自己責任で保護するとともに、同行避難することも予想される。このため、発災後24時間以内に避難者間の合意形成のもと、避難所等を利用した飼育スペースの確保が図れるよう支援する。

項目	担当
第1 廃棄物処理計画	市民班、環境班
第2 防疫活動	市民班、環境班、医療対策班、朝霞保健所、朝霞地区医師会
第3 食品衛生対策	朝霞保健所
第4 公害対策	環境班
第5 動物対策	市民班、環境班

第1 廃棄物処理計画

【資料編】 1-4 清掃・し尿処理施設一覧

市は、朝霞市災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、実行計画に基づいて進捗管理を行い、災害廃棄物の処理を適切に実施する。

1 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境班は、水道が断水した場合、避難者数等に応じて、仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及び市内業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。仮設トイレの設置基数は、50人に1基を基本とし、障害のある人等への配慮を行う。

また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

(2) し尿の収集・処理

環境班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県や隣接市等に応援を要請する。

なお、仮設トイレの清掃及び消毒は、市が資機材、薬剤を提供し、使用者が行うこととする。

2 生活ごみの処理

(1) 収集・処理の実施

環境班は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。

(2) 収集の広報

環境班は、災害広報紙等を通じて、ごみの分別などのごみ捨てのルールを守るよう市民に協

力を呼びかける。

また、市民班を通じ、避難所自主運営組織へ、避難所におけるごみ捨てルールの徹底を依頼する。

(3) ごみ処理施設の確保

環境班は、市自らの処理機能を超えるごみが排出された場合は、県、近隣市及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、仮置場や処理施設の確保を図る。

3 がれきの処理

(1) がれき収集・処理計画の作成

環境班は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

(2) がれきの収集及び処理

環境班は、がれきのうち危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

がれきが大量に発生した場合は、被災地に近い公有地の仮置場を設置する。収集運搬は、原則的に市及び委託業者が行う。

なお、がれきは破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

4 不法投棄の監視

環境班は、廃棄物を空地や河川敷等に不法投棄しないように監視をするとともに、災害広報紙を通じて、不法投棄の防止や適正な処理方法について周知する。

5 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

環境班は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正に処置する。

第2 防疫活動

1 防疫業務

県は、発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。

また、感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。

さらに、被災地区の医療機関の状況を把握し、収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。

2 感染症患者への措置

医療対策班、環境班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県の行う必要な措置について協力するとともに、県の指示により消毒の実施及び害虫の駆除を行う。

■感染症患者等への措置

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査 | ② 健康診断 |
| ③ 就業制限 | ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 |
| ⑤ 消毒等 | |

3 消毒等の実施

環境班は、朝霞地区医師会・関係業者等と協力して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒及び害虫駆除の実施を行う。また、住民組織を通じて薬品を配布する。防疫用資機材・薬剤は、市内の応援協力協定締結業者等から調達する。

4 避難所における衛生管理**(1) 衛生指導**

市民班は、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。また、石けん、消毒薬品等の衛生物資が不足とならないよう調達し、避難所に配布する。

(2) 食中毒等の予防

市民班、医療対策班は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう避難者に指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

第3 食品衛生対策

朝霞保健所長は、県から派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、次のような食品衛生監視活動を行う。

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ その他食品に起因する被害発生の防止

第4 公害対策

環境班は、工場、事業所等から有害物質が漏出し、周辺住民に影響のある場合は、注意喚起や避難等の措置を行う。

第5 動物対策

1 放浪動物への対応

環境班は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理するよう県に要請する。

2 ペットへの対応

(1) ペットの避難等

環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペース等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。

さらに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。

(2) 県動物救援本部との連携

環境班は、県動物救援本部に、避難所のペット飼育状況を報告、必要に応じて動物保護施設へのペットの一時預かり、必要な資機材や獣医師等の派遣等を要請する。

また、県の動物保護施設等が設置される場合は、市有施設や必要な資機材等の提供、確保に協力する。

その他、県動物救援本部に対し、所有者不明動物の所有者探しや情報提供、負傷動物の治療と保護収容、動物に関する相談等の対応を必要に応じて要請する。

3 家畜等への対応

市民班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫及び飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。

第16節 公共施設等の応急対策

〔方針・目標〕

- 水道施設は発災後2日以内に配水管、給水管の破損による漏水箇所の止水、また、1週間以内に配水管、給水管の応急復旧を行い、2週間以内に復旧ができるよう作業を行う。
- 下水道施設は、発災後に汚水管渠を優先して被害調査を行い、1週間以内に応急復旧計画を作成して下水道（汚水）の使用が可能となるよう応急復旧を行う。その後、雨水管渠の復旧を行う。
- ライフライン事業者、公共交通機関等と復旧状況等を共有する。

項目	担当
第1 公共建築物	管財班、建設活動班、公共建築物を管理する班
第2 ライフライン	上下水道班、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、大東ガス株式会社、東日本電信電話株式会社
第3 交通施設	建設活動班、東武鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、朝霞県土整備事務所
第4 その他の施設	市民班、医療対策班

第1 公共建築物

公共建築物の管理者は、所管施設の被災状況を確認し、二次災害の防止措置を行う。

管財班は、公共建築物の管理者と連携して被災状況をまとめ、建設活動班は、避難所等の重要施設から応急危険度判定を行い、本部班へ報告する。

第2 ライフライン

1 電力施設応急対策

東京電力パワーグリッド株式会社志木支社は、地震による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに電気事故の防止を徹底する。

(1) 非常態勢の組織

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、災害対策支部を設置し、被害情報の収集、設備被害の防止並びに設備復旧に努め、電力供給確保に対処する。

(2) 市災害対策本部との連絡

市災害対策本部は、停電時、災害発生時等の非常時には、東京電力パワーグリッド株式会社と情報の交換を行い、復旧状況や広報・復旧要請等の連絡を相互に行う。

(3) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため次のとおりの広報活動を行う。

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社の事業所に通報すること。
- 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。

- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 災害時における復旧資材の確保

① 調達

支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・現地調達
- ・本（支）部相互の流用
- ・他電力会社等からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、支部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(6) 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(7) 災害復旧に関する事項

① 復旧計画

支部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる項目を明らかにした復旧計画をたてる。

- ・復旧応援要員の必要の有無
- ・復旧要員の配置状況
- ・復旧資材の調達
- ・電力系統の復旧方法
- ・復旧作業の日程
- ・仮復旧の完了見込
- ・宿泊施設、食糧等の手配
- ・その他必要な対策

② 復旧準備

復旧計画の策定及び実施にあつては、次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2. 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設を言う。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所及びその他重要施設への供給回線 2. その他の回線

2 都市ガス施設応急対策

東京ガス株式会社、大東ガス株式会社は、ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) ガス施設応急対策

① 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- ア 災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- イ 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- ウ その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

② 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

③ 広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

- ア 対策要員の確保
- イ 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）
- ウ 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）
- エ 地震発生時の供給停止
- オ 応急工事
- カ その他必要な対策

(2) 発災時のエネルギー供給機能の確保

都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。

市は、避難所等でLPガスやLPガス機器を代替エネルギーとして使用する場合は、災害協定を締結する県LPガス協会に協力を要請する。

(3) ガス施設復旧対策

① 復旧計画の策定

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。

② 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

③ 復旧活動資機材の確保

ア 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

イ 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、市災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

3 上水道施設応急対策

上下水道班は、速やかに被害状況を把握し、応急復旧実施計画を作成し、日本水道協会埼玉県支部、朝霞市指定給水装置工事事業者等へ協力を要請して応急復旧作業を実施する。

復旧作業は、原則として浄水場に近い配水管から行うものとするが、作業の難易度及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じて実施する。

なお、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等については、優先的に作業を行うものとする。

4 下水道施設応急対策

上下水道班は、速やかに被害状況を把握して作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、上下水道班のみでは作業が困難な場合は、県及び県外の自治体、災害応援協定締結先等に対し協力を要請する。

下水管渠は、土砂の浚渫、ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

5 電気通信設備応急対策

災害等により電気通信設備に被害の発生、又は発生するおそれのある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生、又は発生するおそれのある場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害の発生、又は発生するおそれのある場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握するため、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第3 交通施設

1 鉄道施設

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（大宮支社）

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社は、地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。地震時の応急対策は概ね以下のとおりとなっている。

① 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

② 運転規制

地震が発生した場合の運転取扱いは、次のとおりである。

ア 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から運転中止を解除する。

イ 6カイン以上12カイン未満の場合は、徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。

ウ 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

※カインは、速度の単位。1カイン=1cm/秒

列車の運転方法は、その都度決定するが、概ね次により実施する。

- ・迂回又は折返運転
- ・バス代行又は徒歩連絡
- ・臨時列車の特発

③ 大地震（震度6弱以上）発生時の対応

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社等に直ちに対策本部を設置する。

イ 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所救助要員を派遣する。

(2) 東武鉄道株式会社

① 災害時の活動組織の編成計画

鉄道事業部門災害対策本部長は、鉄道事業部門防災委員会の委員長がこれに当たり、必要な委員を対策委員に指名して常駐させ、災害復旧の計画及び指揮等を行う。

ア 現地対策本部（災害現場）

災害現場付近には、鉄道運転事故応急処理手続第14条による現地対策本部を設置して復旧に努める。

イ 駅・区・場の体制

鉄道運転事故応急処理手続第3条により「事故が発生し復旧等のために従事員を招集したときは、速やかに参集し事故の復旧に努める。」こととしている。

また、駅・区・場には、防災組織、自衛消防隊などが編成又は組織化され、その状況により全員が対処する。

② 初動措置計画

災害発生時における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平素から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。

ア 列車の運転体制

指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、運転取扱心得の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。
駅長の取扱い	強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めるときは、列車運転を見合わせ運転指令者に報告する。

イ 施設担当者の取扱い

強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検を行い必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。

ウ 電気指令の取扱い

東電電源（通常）が停止したときは、予備線からの受電に努める。（高圧配電線については自動切替送電する。）

③ 列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱心得及び鉄道運転事故応急処理手続により処理をする。

④ 災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速、適切な処置を行うためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

⑤ 旅客に対する避難誘導計画

ア 駅における避難誘導

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で、適切な旅客誘導を図る。

イ 列車乗客の避難

通報連絡	車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。
放送案内	車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。
避難誘導	乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切、機敏に誘導する。

2 道路施設

地震が発生した場合、道路管理者（建設活動班、朝霞県土整備事務所）は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

建設活動班は、市所管道路について、警察署と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

(1) 被災状況の把握

地震が発生したときは、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物件の被災状況を把握する。

(2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、建設業者等に出動を依頼して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要路線を優先して行う。

(3) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占用者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

第4 その他の施設

1 不特定の人が利用する公共施設

不特定の人が利用する公共施設の管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

市民班は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を県中央家畜保健衛生所に報告する。

3 医療施設

医療施設の管理者は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。各施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

医療対策班は、地震が発生した場合、市内の医療施設の状況を把握する。

第17節 応急住宅対策

〔方針・目標〕

- 応急危険度判定は、発災当日に応急危険度判定実施本部を設置し、3日目～11日目までに市内全棟の判定を終了する。
- 住家の被災調査は、一次調査を1ヶ月以内に完了し、発災4週間目までに罹災証明の発行を行う体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後1ヶ月以内の入居を目指して、県と連携して用地の確保、建設及び賃貸住宅の確保等を行う。
- 住宅の解体撤去は、建物の所有者が行うことを原則とし、市は、施工業者の紹介、がれきの処理等の支援を行う。2ヶ月までに解体作業、がれき類の撤去及び搬出を終了する。また、災害救助法に基づき、市は障害物の除去、応急修理を行う。

項目	担当
第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行	調査班、市民班
第2 被災住宅の応急修理	建設活動班
第3 応急仮設住宅の建設等	管財班、建設活動班
第4 住宅関係障害物の除去	建設活動班
第5 建築物・宅地の危険度判定	建設活動班
第6 住宅の解体	環境班、建設活動班
第7 被災者住宅相談	市民班、建設活動班

第1 住家の被災調査・罹災証明書等の発行

- 【資料編】 3-1 被害の判定基準
 9-12 罹災証明申請書・罹災証明書
 9-13 罹災届出証明願及び罹災届出証明書

1 住家の被災調査

調査班は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。調査要員が不足する場合は、県、近隣市等に応援を要請する。

調査は、状況に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な手法により実施する。

■住家被害の程度と基準

被害程度	損壊割合※1	損害割合※2
全壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上50%未満	30%以上40%未満
半壊	20%以上30%未満	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満	10%以上20%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満	10%未満

※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

(地震、水害、風害の場合は、原則として「※2 損害割合」により判定する。) 市民班は、上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の非住家の被害調査を行う。

2 罹災証明書等の発行

調査班は、被災者からの住家に対する「罹災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「罹災台帳」により発行する。また、住家の付帯物及び家財については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。

市民班は、上記以外の、非住家等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「り災届出証明書」を必要に応じて発行する。

第2 被災住宅等の応急修理

1 応急修理の実施

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が被災した者を修理対象者とし、被害の拡大を防止するための緊急修理又は日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(1) 需要の把握

建設活動班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○ 災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

(2) 応急修理の実施

建設活動班は、応急修理支援制度の実施要領を作成し、被災者に周知する。また、相談窓口等において応急修理の申し込みを受け、指定業者名簿に登載された業者のあっせん等を行う。なお、資材の調達や施工業者の決定は、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。

2 被災者が行う応急修繕工事等への支援

(1) 建築確認等の制限の緩和

建設活動班は、必要に応じて、建築基準法に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅建設・応急修理等の支援を行う。

(2) 建築確認申請手数料の減免等

被災者が、災害により住宅等を滅失又は破損したとき、これを建築又は大規模の修繕をする場合は、建設活動班は、建築確認申請手数料等を免除又は減免する。

(3) 災害復旧用材の供給

建設活動班は、被災者の救助、災害の復旧及び木材受給の安定のため、県・国等に対し調達・供給支援を要請する。

第3 応急仮設住宅の建設等

1 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合、県は応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は市が行う。

(1) 需要の把握

建設活動班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の必要な概数を把握し、県に報告する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

応急仮設住宅への入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■ 応急仮設住宅への入居対象者

次のすべての条件に該当する被災者

- ① 住宅が全焼、全壊又は流失した被災者
- ② 居住する住家がない被災者
- ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者

(2) 建設用地の確保

管財班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先して選定する。なお、候補施設をあらかじめ選定しておく。

ただし、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者と市の間に賃貸契約を締結するものとし、その場合は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

(3) 仮設住宅の建設

管財班は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて、仮設住宅を建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、移動式宿泊施設の災害協定を締結する団体に、仮設住宅としての利用について協力を要請する。

(4) 入居者の選定

建設活動班は、入居者の選定にあたり、福祉班、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して決定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

(5) その他の措置

要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(6) 維持管理

建設活動班は、市営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

2 既存住宅の活用

応急仮設住宅の確保が困難な場合等は、既存住宅の活用を図る。なお、入居者の基準等は、応急仮設住宅に準ずる。

(1) 公営住宅の確保

建設活動班は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅の空き部屋を確保・提供するほか、必要に応じて、県営住宅、他の自治体公営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き部屋の情報を収集し、被災者に提供する。なお、災害救助法が適用された場合は、県に対して、県営住宅等の空き部屋の提供を要請する。

(2) 民間賃貸住宅の確保

建設活動班は、県に対し民間賃貸住宅の一時借り上げ又はあっせんによる提供を要請する。

第4 住宅関係障害物の除去

1 対象者

建設活動班は、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

2 除去の実施

建設活動班は、市所有の資機材又は建設業協会等に応援を要請して障害物を除去する。労力又は機械力が不足する場合は、県土整備事務所に要請し、隣接市からの派遣を求める。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。除去した障害物は、環境班と連携し一時集積場所等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

第5 建築物・宅地の危険度判定

- 【資料編】 2-11 朝霞市被災建築物応急危険度判定要綱
3-7 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

1 被災建築物の応急危険度判定

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

建設活動班は、応急危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県及び応急危険度判定協議会等の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

(2) 応急危険度判定の実施

判定は、被災状況を調査の上、緊急を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき目視点検により行い、判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入口等分かりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。

2 被災宅地の危険度判定

建設活動班は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために宅地の危険度判定を行う。

建設活動班は、県等を通じて宅地判定士の確保を要請して実施する。宅地の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第6 住宅の解体

被災家屋の解体は、原則として家屋所有者の責任において、被災者生活再建支援金等を活用して実施する。

ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体家屋の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災家屋の解体について国の事業が適用される場合は、家屋の解体についても市が実施する。

1 解体の広報・受付

災害等廃棄物処理事業等が適用され、市が被災家屋の解体、処分を行うことを決定した場合は、国及び県の処理方針に従って適切な処理を推進する。

建設活動班は、対象家屋や申請方法を広報し、申請窓口を設置する。申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

2 解体・運搬の調整等

建設活動班は、環境班と連携し、家屋の解体によるアスベストの飛散防止措置の指導、撤去したがれきの仮置場や受入時期等の調整を行う。

第7 被災者住宅相談

被災建築物の応急危険度判定実施本部を設置したときは必要に応じて住宅相談窓口を設置する。

建設活動班は、市民班と連携して災害相談窓口に住宅相談窓口を開設し、次の相談項目に対応する相談員を配置する。

- | | | |
|---------------|-------------|-----------|
| ① 応急危険度判定結果 | ② 被災調査、罹災証明 | ③ 被災度区分判定 |
| ④ 被災住宅の応急復旧 | ⑤ 被災住宅の応急修理 | ⑥ 住宅の解体等 |
| ⑦ 応急仮設住宅への入居等 | | |

第18節 文教対策・応急保育対策

〔方針・目標〕

- 学校及び幼稚園は、児童・生徒・園児等の安全を確保する。また、発災後は、避難所の運営等の災害対応に協力するとともに、速やかに授業等の再開ができるように努める。
- 保育園は、発災直後に園児の安全を確保する。また、発災後は、速やかに保育の再開ができるように努める。
- 社会教育施設では、発災後に利用者の安全を確保するとともに、安全な帰宅を促す。
- 避難所に指定されている施設の管理者は、避難所の運営に協力する。
- 施設の管理者は、帰宅困難な場合に当該施設で一時的に保護を行う。
- 施設の管理者は、災害用伝言ダイヤル（171）等を活用して情報発信に努める。
- 学校、幼稚園及び保育園は、保護者等への情報発信を行うために情報収集に努める。なお、必要に応じて財務・情報班と協力して、市SNS等を活用して情報発信を行う。

項 目	担 当
第1 応急教育	教育班
第2 保育園・幼稚園等の措置	福祉班
第3 文化財の応急措置	教育班、県
第4 社会教育施設等の措置	教育班

第1 応急教育

1 児童・生徒の安全確保

(1) 安全の確保

施設の責任者（校長等）は、地震が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防局等と連携の上、校外の安全な避難所に避難誘導をする。

また、施設設備の被害状況を把握し、児童・生徒、職員の状況を含めて教育班に報告する。

(2) 帰宅措置

施設の責任者は、下校途中における危険を防止するため、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。また、児童・生徒を下校させることが危険と判断される場合は、保護者が来るまで学校にて保護する。

保護者が帰宅困難で来校できない場合は、来校できるまで、学校内の安全な場所で児童・生徒を保護する。

また、災害用伝言板等を活用して、児童・生徒の安否等を保護者へ発信する。

(3) 児童・生徒等の安否確認

地震が夜間・休日等に発生した場合、施設の管理者は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者は、地震発生直後に体育館等のスペースを避難者収容のために供与し、避難所開設に協力する。

また、避難生活時には、避難所担当職員の役割等を協議し、可能な限り避難所の運営に協力する。

3 応急教育

(1) 休業等の措置

施設の責任者は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育班に報告し、休業等の措置をとる。

(2) 教育場所の確保

教育班は、施設の被害状況を調査し、校長と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

(3) 応急教育の準備

教育班及び校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(4) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が鎮静化するまで原則として行わない。

(5) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、必要な教材、文房具、通学用品を給与する。

教育班は、施設の責任者を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その給与の方途を講じる。必要な教材、文房具、通学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

(6) 授業料の減免、奨学金の貸与の措置等

災害により修学が困難となった県立高校の生徒については、必要に応じ、授業料の減免、奨学金の貸与の措置が講じられる。

小・中学校等に関しても給食費の免除等県に準ずる措置の実施を検討する。

4 施設の応急復旧対策

教育班は、所管する学校施設の被害の程度を把握し、応急処理可能な場合は補修し、教育の実施に必要な施設・設備を確保する。校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

第2 幼稚園・保育園等の措置

1 園児の応急措置

(1) 安全の確保

幼稚園及び保育園等では、地震等が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防局等と連携の上、園外の安全な避難所に避難誘導をする。

また、帰宅困難等の理由で保護者の迎えがない場合は、園児を安全な場所で保護する。

各施設の責任者（園長等）は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて、福祉班に報告する。

また、災害用伝言板等を活用して、園児の安否等を保護者へ発信する。

(2) 園児等の安否確認

地震発生後、各施設の責任者は、災害用伝言ダイヤル（171）を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

2 応急保育

福祉班は、保育園等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などで臨時的な保育園を設け保育する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、臨時的な保育園や近隣の保育園で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

第3 文化財の応急措置

教育班は県と連携して、次の応急措置を行う。

(1) 建造物

建造物が被災した場合は、埼玉県教育委員会等の協力を得て被害状況をとりまとめ、以下の応急措置を施し、本修理を待つ。

- ① 被害の拡大を防ぐため、応急修理を施す。
- ② 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、覆屋などを設ける。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、安全と現状保存を図れるようにする。

(2) 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第4 社会教育施設等の措置

施設管理者等は、地震によって建物等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努め、早期帰宅が可能なように情報を提供する。交通途絶により帰宅困難となった者には、当該施設において一時的な収容を行う。

教育班は、所管の施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。

また、避難所、物資の集積拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、安全を確認のうえ使用する。

第19節 要配慮者等の安全確保対策

〔方針・目標〕

- 発災後2日目には地域の自主防災組織や民生委員児童委員等は、在宅の避難行動要支援者の安否の確認を開始する。
- 避難所や在宅での避難生活が著しく困難な方を受入れするため、災害後の状況を踏まえ福祉避難所を開設し受入れを行うなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。
- 社会福祉施設の管理者は、入所者の安全確保を図り、12時間以内に入所・通所者の安否を発信する。市は、24時間以内に各施設の被害状況をまとめ、必要な支援等を行う。

項目	担当
第1 在宅要配慮者の安全確保	市民班、福祉班
第2 社会福祉施設入所者の安全確保	福祉班、各施設の管理者
第3 外国人の安全確保	財務・情報班、市民班

第1 在宅要配慮者の安全確保

1 安否確認

福祉班は、各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施するための班を編成する。その際、あらかじめ作成した在宅避難行動要支援者の「名簿」、「個別避難計画」あるいは「避難行動要支援者台帳」等を活用し、民生委員児童委員や自主防災組織、避難支援等実施者等の協力を得ながら行う。

当該調査実施班及び調査協力者は、安否確認結果を地域防災拠点の通信手段等を利用して災害対策本部（福祉班）に報告する。

また、福祉班は、安否不明の避難行動要支援者を抽出し、再調査や警察署への捜索依頼等を行う。

2 避難支援

介助が必要な避難行動要支援者の避難は、原則として自主防災組織等避難支援関係者が支援して安全な避難場所まで避難する。

避難支援が困難な場合は、福祉班は福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿情報や個別避難計画情報を提供することに同意のない者についても必要最小限度で避難支援等関係者に提供する。

3 避難所等での支援

(1) 情報提供

福祉班は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供する。

(2) 相談窓口の開設

福祉班は、市民班が開設した相談窓口、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 巡回サービスの実施

福祉班は、民生委員・児童委員、医師、保健師、ホームヘルパーなどにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 生活支援物資の供給

福祉班は、要配慮者の被災状況を把握し、市民班を通じて要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(5) 社会福祉施設等への一時入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受入れを要請する。

(6) 福祉避難所の設置

福祉班は、避難所や在宅での避難生活が著しく困難な要配慮者のため、指定福祉避難所又は災害協定を締結する社会福祉施設等を福祉避難所として開設する。

福祉班は、要配慮者の障がいの状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受入れの優先順位を検討する。また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の状況を考慮して受入を調整し、施設の介護職員、要配慮者の家族等の協力を得て福祉避難所へ搬送する。

(7) DWATの要請

福祉班は、避難所の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて埼玉県災害福祉支援チーム(DWAT)の派遣を県に要請する。

第2 社会福祉施設入所者の安全確保

【資料編】 1-8 社会福祉施設一覧

1 施設管理者の対応

各施設の管理者は、入所者の安否を確認し、入所者の救助及び避難誘導を実施する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に協力を要請する。

2 市の対応

(1) 避難誘導及び受入先への移送の実施

福祉班は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(2) 巡回サービスの実施

福祉班は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

(3) ライフライン優先復旧

福祉班は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、上下水道等の優先復旧を要請する。

第3 外国人の安全確保

1 安否確認

市民班は、職員や語学ボランティア等により調査実施班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき、外国人の安否を調査する。その結果は県に報告する。

2 避難誘導の実施

財務・情報班は、広報車等を活用して、外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

財務・情報班は、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティア等の協力を得て、災害広報紙等を作成し生活支援情報の提供を行う。

4 相談窓口の開設

市民班は、災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第20節 ボランティアの受入体制の確保

〔方針・目標〕

- 発災後、職員及び資機材等が揃い次第、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。
- 災害ボランティアセンターでは、市社会福祉協議会職員を運営スタッフとし、原則として市内のボランティア団体、NPO団体、ボランティア経験者の協力を得て活動を行う。

項目	担当
第1 ボランティアの要請・受入れ	福祉班、市社会福祉協議会
第2 ボランティアの活動	福祉班、市社会福祉協議会

第1 ボランティアの要請・受入れ

1 ボランティア受入窓口の設置

福祉班及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

■災害ボランティアセンターにおける活動

- ① 被災者ニーズの把握
- ② ボランティアの振り分け
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ 一般参加ボランティアの受付
- ⑤ ボランティア団体への要請
- ⑥ 災害対策本部との調整
- ⑦ 県災害ボランティアセンターへの要請
- ⑧ ボランティア保険加入手続き支援（県へのボランティア名簿の提出）

2 ボランティアへの参加協力の周知

市社会福祉協議会は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア団体に協力を要請する

また、広報紙、インターネット等を活用して一般ボランティアの参加協力を周知する。

第2 ボランティアの活動

1 ボランティアセンターとの連携

(1) ボランティアセンターとの連携

福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。

■ボランティアの活動内容

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） ② 福祉（手話通訳、介護士） ③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線） ④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者） ⑤ 通訳（外国語通訳） ⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動） ⑦ 被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定士） ⑧ 被災宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士） ⑨ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
一般ボランティア	① 救援物資の整理、仕分け、配分 ② 避難所の運営補助 ③ 清掃、防疫 ④ 要配慮者等の介護、生活支援 ⑤ 広報資料の作成 ⑥ その他危険のない軽作業

2 ボランティア活動への支援

(1) ボランティア保険への加入

福祉班及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動を行う団体等に対し、広報によってボランティア保険への加入を促進する。

また、受付したボランティアの住所、氏名、申し出日、活動予定期間を記した名簿を作成し、1ヶ月毎にとりまとめ、県へ報告する。

(2) ボランティア活動拠点等の提供

福祉班は、ボランティア活動が効率的に行われるよう、ボランティア活動の拠点や使用する資機材を提供する。

第2章 南海トラフ地震関連情報の発表に伴う対応措置計画

第1節 基本方針

第2節 活動体制

第1節 計画の位置づけ

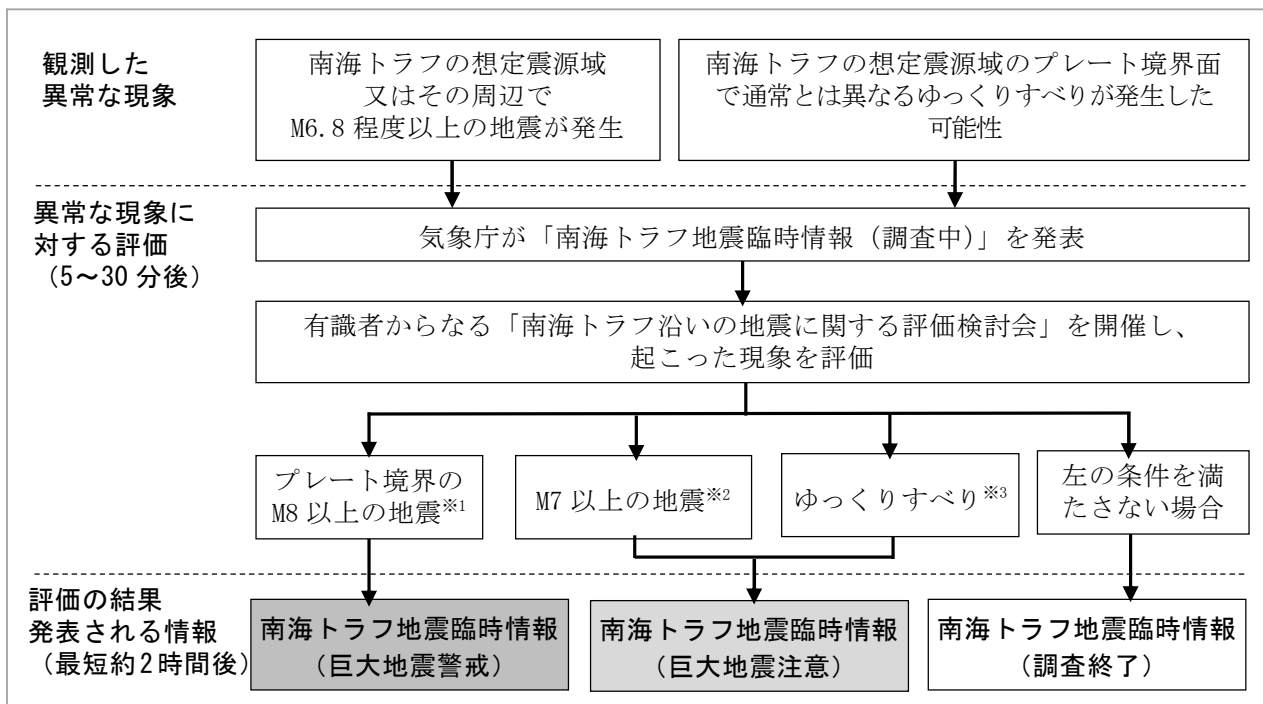
第1 基本方針

南海トラフ地震については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）を中心に対処が定められている。

南海トラフ法は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成等、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とした法律で、推進地域や特別強化地域に指定された場合に行わなければならない対策等を定めたものであるが、本市は、推進地域や特別強化地域には該当しない。

しかし、中央防災会議による南海トラフ地震の想定による市内の震度は最大で5強と予想されており、南海トラフ地震に関連する情報の発表により、社会的な混乱が発生することも懸念される。

<異常な現象を観測した場合の情報発表までのながれ>



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）。

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）。

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）。

<南海トラフ地震関連情報の種類>

情報名	キーワード	各キーワードを付記する条件	発表時間
南海トラフ地震臨時情報	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード 6.8 以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 	事象発生後5～30分程度
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 	事象発生後最短2時間程度
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※5}8.0 以上の地震が発生したと評価した場合 	
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 	
南海トラフ地震関連解説情報	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） 	随時

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では、数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

※5 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 活動体制

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、後発地震に備え、南海トラフ地震臨時情報に応じて次の体制をとる。なお、地震発生後の対応等、記載のない事項については、「第1章 震災応急対策計画」に準じる。

第1 活動体制

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは警戒第2配備を、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは非常第1配備をとり、災害対策本部を設置する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

項目	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	
	プレート境界における モーメントM8以上の地震	監視領域内における モーメントM7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後※1	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始	○今後の情報に注意	
(最短) 2時間程度 ～1週間	○日頃からの地震への備えを再確認する等。 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は事前避難（自主避難）。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて事前避難（自主避難）。 ○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難（自主避難）。	○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて事前避難（自主避難））。	○日頃からの地震への備えを再確認する等。
～2週間※2	〈巨大地震注意対応〉 ○日頃からの地震への備えを再確認する等。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
大規模地震発生まで		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	

※1 ゆっくりすべりの場合の「発生直後」は、検討が必要と認められたときから。

※2 「2週間」とは、巨大地震警戒対応機関（1週間）+巨大地震注意対応期間（1週間）

第2 広報活動

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民の安全と生活に密接に関係する事項を周知する。

周知に当たっては、広報車、防災行政無線、メール等による情報伝達を実施する。また、自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなど多様な手段を活用する。